

議 事 日 程 (第5号)

令和5年12月13日(水) 午前10時開議

- | | | |
|-------|---------|--|
| 日程第1 | 議案第95号 | 湖西市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第2 | 議案第96号 | 湖西市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第3 | 議案第97号 | 湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第4 | 議案第98号 | 湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第5 | 議案第99号 | 湖西市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第6 | 議案第100号 | 湖西市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第7 | 議案第101号 | 督促手数料廃止に伴う関係条例の整理に関する条例制定について |
| 日程第8 | 議案第102号 | 湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第9 | 議案第103号 | 湖西市手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第10 | 議案第104号 | 湖西市新居地域センター条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第11 | 議案第105号 | 湖西市企業立地促進条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第12 | 議案第106号 | 湖西市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第13 | 議案第107号 | 静岡県市町総合事務組合理約の変更について |
| 日程第14 | 議案第108号 | 令和5年度湖西市一般会計補正予算(第9号) |
| 日程第15 | 議案第109号 | 令和5年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第16 | 議案第110号 | 令和5年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第17 | 議案第111号 | 令和5年度湖西市公共下水道事業会計補正予算(第3号) |
| 日程第18 | 議案第112号 | 令和5年度湖西市水道事業会計補正予算(第2号) |
| 日程第19 | 議案第113号 | 令和5年度湖西市病院事業会計補正予算(第1号) |
| 日程第20 | 議案第115号 | 令和5年度新居地域センター改修工事(建築)の工事請負契約の一部変更について |
| 日程第21 | 請願第1号 | パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を国に求める請願 |

- 本日の会議に付した事件……………議事日程に掲げた事件と同じ
- 出席及び欠席議員……………出席表のとおり
- 説明のため出席した者……………出席表のとおり
- 職務のため議場に出席した事務局職員……………出席表のとおり

午前10時00分 開議

○議長（馬場 衛） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

○議長（馬場 衛） 本日は、傍聴席へ報道機関が入っております。撮影を許可した者には許可証を交付しておりますので、御報告いたします。また、当局席におきまして、答弁の関係で質問内容により職員が移動、離席することを許可しております。

○議長（馬場 衛） 事務局長から報告事項を申し上げます。

〔議会事務局長 山本信治登壇〕

○議会事務局長（山本信治） 議案書の受理について申し上げます。

本日、市長から提出されました議案は1件でございます。その内容は契約の変更1件です。

以上で報告を終わります。

○議長（馬場 衛） これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

○議長（馬場 衛） 日程第1 議案第95号 湖西市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。10番 菅沼 淳君。

〔10番 菅沼 淳登壇〕

○議長（馬場 衛） 10番 菅沼 淳君の発言を許します。

○10番（菅沼 淳） 10番 菅沼 淳でございます。よろしくお願いいたします。議案第95号の質疑として通告をいたしました。が、共通する全ての議案に対しての質疑をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、1点お伺いをいたします。

給与の引上げに関する条例改正は、人事院勧告に伴い情勢適応の原則に基づくとの説明ですが、本市において引上げに適応する情勢とは具体的に何であるのか、お伺いをいたします。

○議長（馬場 衛） 登壇して答弁をお願いいたします。総務部長。

〔総務部長 田内紀善登壇〕

○総務部長（田内紀善） お答え申し上げます。

今回の改正は、地方公務員法第14条の情勢適応の原則により、社会一般の情勢に適応するように行うものでありまして、本市においては人事院が民間給与との格差を調査した上で、勧告しました国の基準に適応させるものでございます。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 菅沼 淳君。

○10番（菅沼 淳） 人事院の勧告に準ずるということは分かりました。私は、本市の条例を改正することについては、やっぱ本市の情勢を参考・反映することは当然だと思ってるものですから、改正に適応する本市の情勢とは何であるかということをお伺いしてるんですけども、どうでしょうか。

○議長（馬場 衛） 総務部長。

○総務部長（田内紀善） お答えします。

人口15万人以上の地方公共団体につきましては、人事委員会というのを設置することができます。当市におきましては、15万人未満ですので設置することができないというところがまず一つありまして、人事委員会におきます権限の中に、今言いました人事院が行ってるような民間給与を調査しまして、調査し比較した結果、民間と公務員との格差があればそれを是正しなさいよという勧告を、地方公共団体の首長さん、それから議会のほうへ勧告する権限が人事委員会にはございます。当市はその権限がございませんので、そうした場合、どうしても人事院が行ってる全国1万1,000以上の事業所を精密に調査して民間との比較をしておりますが、そちらのほうを準拠してそうした結果で出たものを、うちに限らずほかの人口15万人以下の地方公共団体におきましては、人事院の勧告を準拠するという形を取っております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 菅沼 淳君。

○10番（菅沼 淳） 要するに、制度上で人事院のような組織がないということで、まずはその人事院

の勧告に準ずるということだと思っておりますが、それでいいんですか。

○議長（馬場 衛） 総務部長。

○総務部長（田内紀善） お答えします。

そのとおりでございます。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 菅沼 淳君。

○10番（菅沼 淳） 分かりました、以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（馬場 衛） 以上で、10番 菅沼 淳君の質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに質疑のあるか
はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第3
項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに
御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員
会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第95号について採決をいたします。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手
を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したが
って、議案第95号は原案のとおり可決されました。

○議長（馬場 衛） 日程第2 議案第96号 湖西
市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関す
る条例の一部を改正する条例制定についてを議題と
いたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はあり
ません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第3

項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに
御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員
会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第96号について採決いたします。
本案を原案のとおり、決することに賛成の諸君の挙
手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したが
って、議案第96号は原案のとおり可決されました。

○議長（馬場 衛） 日程第3 議案第97号 湖西
市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の
一部を改正する条例制定についてを議題といたしま
す。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はあり
ません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第3
項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに
御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員
会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論発言通告書が提出されてお
りますので、9番 福永桂子さんの発言を許します。
福永桂子さん。

〔9番 福永桂子登壇〕

○9番（福永桂子） 9番 福永桂子です。議案第
97号について、反対討論させていただきます。

人事院勧告で、湖西市特別職の常勤の者の給料を
改正しなければならないという法律的な根拠はなく、
慣例等の一つとして行われています。人事院勧告だ
けを基準にするのではなく、現在の市民生活の状況
を鑑みて、湖西市特別職の常勤の者の給料を改正し

ないという政治的判断があってもよいと考えます。

以上の理由で、議案第97号に反対の意を表明いたします。

○議長（馬場 衛） ただいまの討論は反対討論でした。ほかに討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第97号について採決をいたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手多数であります。したがって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

○議長（馬場 衛） 日程第4 議案第98号 湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論発言通告書が提出されておりますので、8番 三上 元君の発言を許します。

〔8番 三上 元登壇〕

○8番（三上 元） 三上 元でございます。反対討論をいたします。

人事院勧告に基づいて、当市が給料を上げることに對して、一般職は労働三権を返上する見返りがありますのでそれでいいかと思いますが、特別職及び議員の報酬については、人事院勧告に従う義務はございません。政治的配慮があってもいいと考えております。

今年は特に、この問題が国会でも問題になりまし

た。そして大臣などは、事実上、返上するというこ
とまで議論になったのが今年の国会です。それは、
30年ぶりに物価が上昇しております。3%も上がっ
ている、多くの人たちはその3%の賃金が得られて
いない状況を見て、国会で問題になったわけでご
ざいます。

そこで、やはり特別職と議員は政治的配慮をもつ
て慣例だけではなくて、やはり今年は特に上げる必
要がないと考えて、この条例に反対をいたします。

以上です。

○議長（馬場 衛） ただいまの討論は反対討論で
した。

次に、9番 福永桂子さんの発言を許します。

〔9番 福永桂子登壇〕

○9番（福永桂子） 9番 福永桂子です。議案第
98号について、反対討論をさせていただきます。

人事院勧告で、議員報酬及び費用弁償を改正しな
ければならないという法律的な根拠はなく、慣例等
の一つとして行われています。人事院勧告だけを基
準にするのではなく、現在の市民生活の状況を鑑み
て、湖西市議会の議員報酬及び費用弁償等を政治
的判断で改正しないという意味のものがあってもよ
いと思います。

以上の理由で、議案第98号に反対の意を表明いた
します。

○議長（馬場 衛） ただいまの討論は反対討論で
した。

次に、1番 相曾桃子さんの発言を許します。

〔1番 相曾桃子登壇〕

○1番（相曾桃子） 1番 相曾桃子です。私は、
議案第98号 湖西市議会の議員の議員報酬及び費用
弁償に関する条例の一部を改正する条例制定につ
いて反対いたします。

人事院勧告というものは、常勤の国家公務員の給
与水準を常勤の民間企業従業員の給与水準と均衡
するものでございます。

地方議会議員は、地方公務員法で特別職の公務員
とされております。つまり、国家公務員と同様に考
えるべきではないと考えます。また、湖西市議会議
員の定数と報酬につきましては、議会活動推進特別

委員会で調査・研究中でございます。その結果にて、金額の妥当性を考えるべきだと考えるため反対いたします。

以上です。

○議長（馬場 衛） ただいまの討論は反対討論でした。ほかに討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第98号について採決をいたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手多数であります。したがって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

○議長（馬場 衛） 日程第5 議案第99号 湖西市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第99号について採決をいたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

○議長（馬場 衛） 日程第6 議案第100号 湖西市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する

条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第100号について採決をいたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

○議長（馬場 衛） 日程第7 議案第101号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整理に関する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。

初めに、5番 柴田一雄君の発言を許します。

〔5番 柴田一雄登壇〕

○議長（馬場 衛） 5番 柴田一雄君。

○5番（柴田一雄） 5番 柴田一雄です。通告書に従いまして、質疑をさせていただきます。

議案第101号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整理に関する条例についてでございます。2点ほど通告をさせていただいております。よろしく申し上げます。

まず1つ目でございます。こちら関係ですけども、先般の議員全員協議会の場においても説明をいただきましたけれども、条例制定におきまして市税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の督促手数料が

廃止に至ることとなった経緯について、市民の皆様方にも分かるように説明をお願いいたします。

○議長（馬場 衛） 登壇して答弁をお願いいたします。総務部長。

〔総務部長 田内紀善登壇〕

○総務部長（田内紀善） お答えします。

納付処理の効率化を図るため、令和5年4月より地方税統一QRコードを利用した納付が始まりました。

QRコードを利用した納付では、納付書の金額変更ができなくなったことから、督促手数料が加算されていない納付書の場合は、督促手数料の追加徴収ができなくなりました。このことによりまして、改めて督促手数料50円のみを納付書を送付し、納付してもらう必要が生じるなど、市それから納付者の双方に煩雑な手続が生じることとなりました。

このため、納付書を送付するための郵送料と取扱手数料だけでも督促手数料を上回る経費がかかっていることや、督促手数料の徴収に要する職員の事務量、それから市民の方に2回にわたり納付していただく必要があること、また近隣の自治体では既に督促手数料を徴収していないことを考慮しまして、督促手数料の廃止という結論に至りました。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 柴田一雄君。

○5番（柴田一雄） 先日、私も一般質問で行政のDX化のことで質問をさせていただきましたけども、そういった行政運営のDXということで、納付書におけるQRコードの利用、そういったものも進んでいるということで、こういった督促手数料の廃止がコスト削減にもつながっているというように理解いたしました。

それでは、2つ目の質問に入りたいと思います。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○5番（柴田一雄） 納期限をしっかりと守っている市民の皆様が大多数と理解しておりますが、一方で督促手数料が廃止されると、納期限を過ぎて納税される方が増え、結果として滞納者が増加し、管理される担当職員の方の業務負担が増えてしまう懸念がありますが、いかがでしょうか。

○議長（馬場 衛） 総務部長。

○総務部長（田内紀善） お答えします。

滞納整理を行う上で、法的に必要な手続としまして、督促状の発行と延滞金の徴収がございます。督促状は滞納している方へ支払いを促すための通知でありまして、延滞金は支払いの遅延に対して加算されますいわゆる罰金のようなものでございます。

今回、督促手数料を廃止した場合であっても督促状の発送と延滞金の徴収は現在と変わらず行うこととなりますので、督促手数料を廃止しても滞納者が増加するとは考えておりません。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 柴田一雄君。

○5番（柴田一雄） ただいまの答弁で、督促状という言葉と延滞金というような言葉が答弁に用いられたと思うんですけども、なかなか一般の市民の方からすれば督促状、そして延滞金というような言葉になじみがないというところもございまして、督促手数料と延滞金についてももう少し詳細な説明をお願いいたします。

○議長（馬場 衛） 総務部長。

○総務部長（田内紀善） お答えします。

督促状は、納期限を過ぎても納めていただかない方に収めてくださいよという、払ってくださいよということを促す意味で発行するもので、今までそれにかかる手数料としまして、現在もですが50円を頂いているというところでございます。

延滞金というのはまた全く変わりがまして、納期限を過ぎた日から延滞金の計算が始まります。延滞金は先ほど申し上げましたように、納税のほうをしていただかないということで、いわゆる罰金のようなものでございまして、全く性質が違ってくるということで、督促と延滞金というのはそのような性質のものでございます。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 柴田一雄君。

○5番（柴田一雄） よく理解できました。

引き続き、市民の皆様方が納税しやすい環境づくりに努めていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（馬場 衛） 以上で、5番 柴田一雄君の質疑を終わります。

続いて、17番 神谷里枝さんの発言を許します。

〔17番 神谷里枝登壇〕

○議長（馬場 衛） 17番 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 17番 神谷里枝でございます。質疑通告に従いまして質疑を行います。同じく、議案101号についてであります。

私が通告いたしました1点目といたしまして、状況は分かるんですけども、督促手数料の値上げということは検討されたのかどうか伺います。要するに、納付期日までに皆さん納めていただければ、税の公平性からの観点からも何ら問題ないことだとは思っております。そういったことから、まずは値上げということを検討されたのかどうか、お伺いいたします。

○議長（馬場 衛） 登壇して答弁をお願いいたします。総務部長。

〔総務部長 田内紀善登壇〕

○総務部長（田内紀善） お答えします。

督促手数料の値上げに関しましては、督促状発行にかかる経費相当額を徴収することを想定した場合、大幅な値上げとなることや浜松市、豊橋市といった近隣自治体は既に廃止をしていることから、値上げに関する検討はしませんでした。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） ありがとうございます。両市に挟まれた湖西市としての、足並みをそろえたいという観点からかなというふうに理解いたします。

では2問目。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○17番（神谷里枝） 先ほどの御答弁もありましたけども、いま一度、収納率への影響はないのか伺います。

○議長（馬場 衛） 総務部長。

○総務部長（田内紀善） お答えします。

先ほど申しましたが、督促状の発送をやめるわけではございません。今までどおり督促状、あと滞納整理のほうも行っていきますので、収納率に影響はな

いと考えております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 督促状はとにかく1回は発行するというので、まだ未納の方の手元にはその資料が残るということで、一応行政としての責務は果たしていくと、そういう考え方ということで解釈しておきます。ありがとうございます。

では、3番目に移ります。

○議長（馬場 衛） 3点目、どうぞ。

○17番（神谷里枝） 参考資料の概要に掲載されております「納税者の利便性向上」の指す意味をお伺いいたします。

○議長（馬場 衛） 総務部長。

○総務部長（田内紀善） お答えします。

従来であれば、督促手数料の記載がない納付書を金融機関に持ち込まれた場合、金融機関側で納付期限を確認し、督促手数料を追記した上で督促手数料を含んだ額を納付していただくことができました。

QRコードつきの納付書へ切り替わり、金融機関による追加納付ができなくなり、後日、督促手数料のみの納付書を受け取り、改めて納付をしていただく必要が生じますので、納税者にとっては督促手数料がなくなることで二度手間がなくなるという意味で、利便性が向上すると考えております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 分かるんですけども、先ほども申し上げましたように、いかに市民の皆様は納付期日までに納めてもらうにはどうしたらいいかっていうほうが、私は重要なことかなとも思っております。

この文言を読み取るについては、何か未納の方にとっても利便性を図りたいというふうにも取れないでもないですので、市の考え方についていいですか、そういうのをはつきり参考資料でも記載していただけるとありがたいかなと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（馬場 衛） 以上で、17番 神谷里枝さんの質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第101号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第101号は原案のとおり可決されました。

○議長（馬場 衛） 日程第8 議案第102号 湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第102号について採決をいたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

○議長（馬場 衛） 日程第9 議案第103号 湖西市手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第103号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第103号は原案のとおり可決されました。

○議長（馬場 衛） 日程第10 議案第104号 湖西市新居地域センター条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。

初めに、13番 佐原佳美さんの発言を許します。

〔13番 佐原佳美登壇〕

○議長（馬場 衛） 13番 佐原佳美さん。

○13番（佐原佳美） 13番 佐原佳美でございます。議案第104号の質問をさせていただきます。

新居地域センターの基本使用料について、改修前にも値上げしており、今回は大幅に値上がりする改定で、市民活動に負担と思われませんが、この料金設定とした考え方をお伺いいたします。

○議長（馬場 衛） 登壇して答弁をお願いいたします。市民安全部長。

〔市民安全部長 山本健介登壇〕

○市民安全部長（山本健介） お答えいたします。

基本使用料の改正は、施設の大規模改修等を行った場合、また消費税の改定時には速やかに反映させるものとするという公の施設に関する使用料の設定基準に基づき、新設となる部屋4部屋の追加、2部屋の床面積の増減、1部屋の取消しに伴いまして使用料を見直すものであります。

使用料の算定では、初めに新居地域センター全体での稼働率20%を用いまして、平方メートル単価で計算を行いました。その結果、平方メートル単価は約39円となりましたが、この単価は現在の金額の2倍以上であり、基準を大幅に超えることとなるため、近隣市の使用料等を踏まえた上で、利用者負担単価を平方メートル単価13円とさせていただきます。

新居地域センターの施設を利用される方々の割合は約46%が無料団体で、減免団体が約33%、無料・減免団体を合わせますと約79%を占めております。

減免団体においては、改正後の金額も半額となりますことから、実質的な値上げは微増ではあるとはいえ、施設の維持管理、運営に要する経費の負担は受益者負担の原則に基づき、利用者と非利用者との負担の公平性を考慮する必要がございますので、施設を適切に維持管理するためにも、利用者には御理解いただきたいものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（馬場 衛） 佐原佳美さん。

○13番（佐原佳美） 自治会など無料団体が46%、無料団体というのは自治会とかでよいのかという無料団体の内訳と、あと私も新居地域センターは前回、7月かなお借りしたときに、使用する団体の年齢構成が65歳以上が半数以上であれば減免しますとか、そんなの初めて今回知ったわけですけども、減免団体の条件を教えてください。

○議長（馬場 衛） 市民安全部長。

○市民安全部長（山本健介） お答えいたします。

まず、免除団体につきましては、市の区分といたしまして市が主催する場合、それから湖西市自治会

連合会、湖西市老人クラブ連合会、湖西市子ども会連合会等の団体の本部が市の施策に合った事業活動を実施する場合、それから市内の学校、保育園または認定こども園が幼児、児童もしくは生徒またはその保護者、教職員等を対象に、教育または保育の目的で使用する場合につきましては全額免除となっております。

そのほか、減額の者といたしましては、例えば先ほど議員のほうからおっしゃられましたとおり、例えば65歳以上の方が半数以上を占める場合であったりとか、過半数を高校生以下が占める団体につきましては50%の減額、その他、市の施策に合った内容で行うような場合につきましても半額にする場合等がございます。

以上であります。

○議長（馬場 衛） 佐原佳美さん。

○13番（佐原佳美） 私も本当に御厚意でというか、言っていて減免が分かったので、今まで新居地域センターを使ってましたけど、一度もそういうアナウンスがなくて減免せずに使ってたなという思いもあるんですけど、そういうことをしっかりと市民に周知していただければ、金額だけ見てほかを当たろうかと思う人も少なくなると思いますので、ぜひとも、もちろん相当額の費用を費やして改修をするわけですから、受益者負担ということもかつて議会からも提言した記憶もございましたので、しっかりその辺を市民に、低価格で利用できるような案内もどこかでしていただければと思います。

以上で。

○議長（馬場 衛） よろしいですか。

○13番（佐原佳美） はい、結構です。ありがとうございました。

○議長（馬場 衛） 以上で、13番 佐原佳美さんの質疑を終わります。

続いて、2番 山本晃子さんの発言を許します。

〔2番 山本晃子登壇〕

○議長（馬場 衛） 2番 山本晃子さん。

○2番（山本晃子） 2番 山本晃子でございます。同じく、議案104号について質問させていただきます。

1 番に関しましては、今の御説明で理解いたしましたので取下げさせていただきます。

2 番の質問をさせていただきます。稼働率も考慮して価格を決定されたのか、教えていただけますでしょうか。

○議長（馬場 衛） 登壇して答弁をお願いします。
市民安全部長。

〔市民安全部長 山本健介登壇〕

○市民安全部長（山本健介） お答えいたします。

先ほどの答弁内容と重複いたしますが、近隣市の使用料を踏まえた負担単価を、平方メートル当たり13円とさせていただいておりますが、この部屋につきましては稼働率、新居地域センター全体20%というものを適用させて計算させていただいております。

以上であります。

○議長（馬場 衛） 山本晃子さん。

○2番（山本晃子） ありがとうございます。20%ということを理解いたしました。市民感情としては、たくさん使われているんだったら値上げもいいかなと思ったんですけども、20%だとそのままというか、値上げしていただかないほうがいいのかなと思ひまして質問させていただきました。

ありがとうございました。

○議長（馬場 衛） 以上で、2番 山本晃子さんの質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第104号について採決をいたします。本案を原案のとおり決することに、賛成の諸君

の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第104号は原案のとおり可決されました。

○議長（馬場 衛） 日程第11 議案第105号 湖西市企業立地促進条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。

初めに、12番 楠 浩幸君の発言を許します。

〔12番 楠 浩幸登壇〕

○議長（馬場 衛） 12番 楠 浩幸君。

○12番（楠 浩幸） 12番 楠 浩幸でございます。議案第105号についてお伺いをします。4点ほど通告をさせていただきますので、順番に聞いていきたいと思ひます。

まず1点目なんですけれども、今回の条例改正の目的と経緯について伺いたいと思ひます。

○議長（馬場 衛） 登壇して答弁をお願いします。
産業部長。

〔産業部長 太田英明登壇〕

○産業部長（太田英明） お答えをします。

初めに、条例改正の経緯ですが、本条例につきましては市内金融機関や企業などの関係機関と意見交換を重ねるとともに、他市の類似の補助制度の状況を注視するなど、日頃から制度の見直しを検討しておりました。

今回、日本標準産業分類の根拠となる総務省告示が改正となり、条例改正の必要が生じたことに合わせまして、よりよい制度とするため必要な改正を行うものでございます。

次に、条例改正の目的でございますが、今回の主な改正点は大きく2つございます。

1つ目は、企業側が柔軟な投資計画が立てられること、それから土地の流動性を生むことを目的としまして、用地取得の際に交付する奨励金について、増加面積の定義要件を削除をするものでございます。

2つ目は、企業側の事務の煩雑さを解消することを目的として、固定資産税に係る設置奨励金の補助

対象期間を現状の2分の1に短縮をし、その弊害がないよう、補助対象経費を現状の2分の1から全額に拡充しようとするものでございます。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 楠 浩幸君。

○12番（楠 浩幸） 少しお伺いしたいんですけども、今部長の答弁の中で業界関係者との意見交換会からというお話は理解できたんですけども、参考資料にも記載がありますように職業分類、これって大分類、中分類、小分類っていう分類だと思うんですけども、これと今回の条例改正についてどういう関係があったのかなというのがちょっと理解できなかったのでもう少し教えてください。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） お答えをします。

今回、総務省の告示のほうが変わられてっていうのはそれはタイミングでありまして、この事業、条例の中身については日頃、見直しをしようということで考えておりました。

今回、それがなくても条例改正をしていこうというふうに考えておりましたけども、今回の総務省の告示ということも相まって、併せて今回条例改正をいたしたというところでございます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 楠 浩幸君。

○12番（楠 浩幸） ごめんなさい、意地悪で聞くんじゃないんですけども、総務省の職業分類は何が変わったから今回の条例改正に至ったのか、そのプロセス、トリガーになったのが何かだけ聞きたかったんですけど。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） 内容について見直しをしよう、そちらのほうでございました。今回、総務省のほうの改定ということもあって、タイミング的に同じになってしまったというようなところでございます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 楠 浩幸君。

○12番（楠 浩幸） すみません、分類が変わったとかそういう経緯とはあまり関係なくでいいですか、

どうなん、よく分かんないですけども。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） 産業分類というのは10年に一度程度、改定をされています。今度の4月から改定をされるんですけど、コロナ禍のことで産業の業務体系が大きく変わってきて、議員、御存じだろうと思いますが、いろいろな新しいウイルス消毒とかそういった新しいものが起きたということで、改正をしないといけないというようなところもございました。ただ、先ほど申したように日頃から企業さん、また金融機関さんとかそういったところと意見交換をして、現の条例でも中身を見直しというか、不断にしていたところで合わさったというようなことになりそうですけど。

○議長（馬場 衛） 楠 浩幸君。

○12番（楠 浩幸） 分類とあまり関係ないところで理解していいですか、大丈夫ですか。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） そのとおりでいいです。すみません。

○12番（楠 浩幸） それじゃあ、あんまり書く必要はなかったのかなってちょっと思っただけです。すみませんでした。

○議長（馬場 衛） 楠 浩幸君。

○12番（楠 浩幸） じゃあ2つ目の項目に入りたいと思います。2つ目は、今回2つの目的があるよっていうふうに書かれた中の一つで、設置奨励金を変更することによって、事業者に対するメリットを分かりやすく教えてください。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） お答えをします。

これまで奨励金を申請いただく企業には、短くても6年間、毎年申請の手続をするという事務負担をいただいております。今回の改正によりまして、申請の回数が減るということで、事務手続に係る負担が軽減されるということから、企業側にとってもメリットというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 楠 浩幸君。

○12番（楠 浩幸） 事務負担が減るということで、

メリットとしてはそういったところというふうに理解ができました。

それじゃあ3つ目の。

○議長（馬場 衛） 3点目ですね、どうぞ。

○12番（楠 浩幸） 第3条の第1項第2号で、「又は増加面積」を削ったとき、部長のほうで冒頭お話がありましたけども、このときの影響というのはどういうことが発生するのか、伺いたいと思います。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） お答えをします。

これまでこの「増加面積」という定義が存在をすることで、補助金を申請をする際に、企業がもともと所有をしていた土地の面積から、事業拡大などの理由で増設をする際に取得をした、土地面積を差し引いた面積分のみを補助対象とすることとなっております。しかしながら、この定義要件があることで補助金を満額受給したいと考える企業が、本来手放したいと思っていた土地を手放すことができないという事案が発生する可能性があります。

今回の改正により、手放したいと思っていた土地を手放していただくことで、その土地に別の企業が事業拡大のために進出をしたり、また住宅地に変わったりするなど土地の流動性が生まれ、よい影響が出るということを期待しております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 楠 浩幸君。

○12番（楠 浩幸） もう少しちょっと分かりやすく言うと、もともと大きな土地で事業をやられた事業者さんが移転をすると、例えば高台移転をしましょうとかそういったときに、元の面積、事業面積よりも移転した先が小さい場合は、小さい側の面積が対象になって、もともとあった大きな土地の部分が手放せない、処分ができないというふうに今聞かされたんですけども、そこちょっとよく分かんないんですけども教えていただけますか。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） お答えをします。

今議員がおっしゃったように現に持っていた、1,000平米ありましたと、今度新しいところに1,050

平米のところ企業が面積となったときは、差し引いた分の50平方メートルだけが補助対象というふうなものだったんです。ですから、旧の面積、企業で事業を行っていたところについては、補助対象というふうにならなかったものですから、そのまま土地を維持するというようなことも可能性としてはあるんじゃないかということで、今回、「増加面積」というものを削除したということになります。

以上です。

○議長（馬場 衛） 楠 浩幸君。

○12番（楠 浩幸） そうしたときに、1,000平方メートルあったものが1,050平方メートルだったら、50平方メートルの分だけ御利益あったものが、今まで持ってた1,000平方メートルの部分も、御利益というような言い方がいいのかどうなのかですけども、手放すことができないとかそういった、何で手放すことができなかったのかということがよく分かんなかったんです。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） お答えします。

簡潔に言うと、新しく新規に出たところが対象になる、先ほど言った1,050平方メートルが補助の対象になりますよというような、新しい改正はそういったところになります。

今まで持っていたところについては、先ほど差し引き、今までの条例ですと差し引いてしまって50平方メートルだけが補助対象というふうになるものから、補助の対象として手放さず、1,050平方メートルの面積分、合わせて2,050平方メートルになる分ですから、そこについては1,050平方メートル分が補助対象と、増加した分だけは補助の対象で今までではなかったというようなところになります。過去の事業面積をそのまま維持するというか、そういったことも考えられたということです。

以上です。

○議長（馬場 衛） 楠 浩幸君。

○12番（楠 浩幸） そういうことですね、補助の対象が、全部の面積が補助の対象になるよということで理解をしたんですけども、やっぱり市としては結構持ち出しが増えるようになるというふうに考え

るんですけども、これはやっぱり企業誘致を促進するための条例改正っていう理解でよろしいですか。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） お答えをします。

こういった増加面積というのを持っているのは、こういった先ほどの類似の自治体さんというのはありませんでした。ここは企業であるとか、関係機関ともお話をさせていただいて、そういったところはないというところ、それから議員おっしゃるとおり企業誘致ということもできますし、そこの土地のほうが有効活用できるのではないかということで、今回、条例改正したところですよ。

以上です。

○議長（馬場 衛） 楠 浩幸君。

○12番（楠 浩幸） よく分かりました、ありがとうございます。

それじゃあ、4つ目の質問に移りたいと思います。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○12番（楠 浩幸） 用地の指定はあるかというふうに問うたんですけども、私ちょっと勘違いをしまして、産業分類で工業用地だけではなく、農地だとかそういったところも今度は対象になるのかなというふうにちょっと考えてしまったんですけども、そういった用地の指定を改めて伺います。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） お答えをします。

本改正については、用地の指定ということで影響が出るものではありません。この条例のほうでは、住環境維持の観点から「準工業地域」それから「工業地域」「工業専用地域」の用途地域におきまして、新設・増設などのために事業用地を取得した場合のみ、補助対象とすることを要領で定めております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 楠 浩幸君。

○12番（楠 浩幸） ということは、今農業でも結構機械化だったり、工場のような施設をプラントを建てたりするようなこともあるんですけども、これはやっぱり農地の場合は適用できないということですか。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） そのとおりです。

○議長（馬場 衛） 楠 浩幸君。

○12番（楠 浩幸） もう一点ちょっと聞きたいんですけども、更地にプラントを建てるっていうだけではなくて、居抜きみたいなこともこれから考えられるかと思うんですけども、そういったときには対象になるのでしょうか。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） お答えをします。

居抜きの場合も補助対象となります。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 楠 浩幸君。

○12番（楠 浩幸） よく理解できました、終わります。

○議長（馬場 衛） 質疑の途中ですが、ここで休憩を取りたいと思います。再開を11時15分とさせていただきます。

午前11時03分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（馬場 衛） 休憩を解いて会議を再開いたします。

続いて、17番 神谷里枝さんの発言を許します。

〔17番 神谷里枝登壇〕

○議長（馬場 衛） 17番 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 17番 神谷里枝でございます。同じく、議案第105号について質疑をさせていただきます。

まず1点目といたしまして、補助対象期間を2分の1に改め、補助対象経費も2分の1から全額に拡充、最大で5年間の固定資産税に相当する額（各年度1億円を上限）にするということですけども、財政への影響をお伺いいたします。

○議長（馬場 衛） 登壇して答弁をお願いします。産業部長。

〔産業部長 太田英明登壇〕

○産業部長（太田英明） お答えをします。

今回の改正では、補助対象期間を2分の1に短縮をいたしますが、代わりに補助対象経費は2分の1から全額に拡充をし、その結果として補助総額は変

えず、企業にとって不利益とならないように配慮をしております。これによる財政への影響としては、単年度での支払い金額が大きくなるという点でございます。しかしながら、市側が負担をする設置奨励金の総額としては大きく変わらないものと考えております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 御答弁ありがとうございます。とにかく期間は短くしたけども、補助額は2分の1にするのではなくて全額お支払いしますよ、財政への影響としては、とりあえず固定資産税を払っていただいてその後、補助を出していくということではそんなに多く財政に影響するものではない、そういう解釈でよろしいですか。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） お答えをします。

そのとおりでございます。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） そこは分かりました。

今回10年を5年に改め、今までの期間を半分にしていくということでは、他市と比較してみているかなんでしょうか、これが例えば湖西市の売りに、ほかに短いけど湖西市は5年間見ますよと、そういう点で湖西市のメリットっていいですか、他市と比較してどうなのかお伺いしたいと思います。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） お答えをします。

他市の同じような類似した制度についても研究をさせていただきまして、他市での多くは補助対象期間は3年間というふうに定めています。それに合ったということとあと企業さん、また金融機関さんなどの御意見もいただきながら、今回の改正をしたところでございます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 分かりました。

では、2点目に移ります。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○17番（神谷里枝） 設置奨励金交付における企業

側の事務の煩雑さの軽減ということでしたけども、条例見直しに当たり他の課題はなかったのか、お伺いいたします。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） お答えをします。

企業側の事務の煩雑さ以外の見直しとしましては、企業側が柔軟な投資計画が立てられること、それから土地の流動性を生むことを目的としまして、用地取得の際に交付をする奨励金について、先ほど申しましたが増加面積の定義要件を削除をいたしました。今後も引き続き、不断の見直しを進めてまいります。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 分かりました、ありがとうございます。関係者と意見交換をして、今回の条例改正ってということですけども、ほかに何か課題になるようなことはなかったんですか。例えば、申請時には60日前までに指定の申請書に11の書類っていいですか、そういうものも添付してくださいっていうふううたわれているんですけども、ぱっと考えたときに11もの書類を添付しなきゃいけないのかかって思ってしまったんですけども、そういった御意見というのはなかったのかどうか、お伺いいたします。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） お答えをします。

補助制度が企業さん側にも多くの補助ということとさせていただきまして。書類については、こちらのほうで確認をさせていただくようなところで、今書類については問題ないということとございました。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 御答弁ありがとうございます。企業立地促進条例も割と先進的に取り組んできて、方々、取り組んできてなかなか湖西市の特色が出せないという中で、いろいろ条例の見直し等をやっていただいて、さらに企業立地が進んでいけばいいかなと思います。

以上で終わります。ありがとうございます。

○議長（馬場 衛） よろしいですか。

○17番（神谷里枝） はい。

○議長（馬場 衛） 以上で、17番 神谷里枝さんの質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第105号について採決をいたします。本案を、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第105号は原案のとおり可決されました。

○議長（馬場 衛） 日程第12 議案第106号 湖西市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第106号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手

を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第106号は原案のとおり可決されました。

○議長（馬場 衛） 日程第13 議案第107号 静岡県市町総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第107号について採決をいたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第107号は原案のとおり可決されました。

○議長（馬場 衛） 日程第14 議案第108号 令和5年度湖西市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が多く提出されております。かなり重複した質疑がございますので、答弁並びに質問についても配慮していただけますよう、お願い申し上げます。

それでは、質疑通告書が提出されておりますので発言を許します。

初めに、10番 菅沼 淳君の発言を許します。

〔10番 菅沼 淳登壇〕

○議長（馬場 衛） 10番 菅沼 淳君。

○10番(菅沼 淳) 10番 菅沼 淳でございます。
よろしくお願ひいたします。

歳出の9款1項6目消防総務費であります、土地購入費3,427万3,000円の算出根拠をお願ひいたします。

○議長(馬場 衛) 登壇して答弁をお願いします。
消防長。

[消防本部消防長 山本浩人登壇]

○消防長(山本浩人) 消防本部敷地内の借地用地1平方メートル当たりの価格4万3,500円に、借地面積790.68平方メートルを掛けた金額から、平成16年度に湖西市が負担した下水道受益者負担金12万2,000円を控除した金額3,427万3,000円が土地購入費となります。

以上でございます。

○議長(馬場 衛) 菅沼 淳君。

○10番(菅沼 淳) ただいま御答弁にありました平米単価4万3,500円と算出をされた根拠を教えてください。

○議長(馬場 衛) 消防長。

○消防長(山本浩人) 不動産鑑定士へ鑑定を依頼をしております。そのときに6万6,000円の経費がかかっております。

以上です。

○議長(馬場 衛) もう一回確認をしてください。

○10番(菅沼 淳) 最初に言われた平米単価の4万3,500円、これはどういう根拠で算出されたんですかと。

○議長(馬場 衛) 消防長。

○消防長(山本浩人) お答えします。

算出根拠は、標準価格6万7,000円から不動産鑑定士が設定した個別格差0.65を掛けたものでございまして、1平方メートル当たりの価格は4万3,500円となります。

以上でございます。

○議長(馬場 衛) 菅沼 淳君。

○10番(菅沼 淳) それについて分かりました。今御答弁にありましたその鑑定士をお願いをしたということで、鑑定料とかあと付随する登記にかかる費用とかは、これは工事費に含まれるんでしょうか。

○議長(馬場 衛) 消防長。

○消防長(山本浩人) 先ほどもちょっと話してしまっただんですが、鑑定料につきましては6万6,000円でございます。それから今後、市の土地として登記するに当たりまして、2万3,562円が別にお金がかかります。

以上です。

○議長(馬場 衛) 菅沼 淳君。

○10番(菅沼 淳) もう一回確認します。工事費に含まれるかと、その分が。

○議長(馬場 衛) 菅沼議員、購入費、工事費じゃなくて購入費になるかどうかの。

○10番(菅沼 淳) 購入費、ごめんなさい。

○議長(馬場 衛) 購入費ということでよろしいですか、消防長。

○消防長(山本浩人) この価格につきましては、購入費に含まれておりません。

以上でございます。

○議長(馬場 衛) 菅沼 淳君。

○10番(菅沼 淳) ありがとうございます。どこに含まれるんでしょうか。

○議長(馬場 衛) 消防長。

○消防長(山本浩人) 手数料、別枠の予算の手数料のほうに入ってきます。

○議長(馬場 衛) 菅沼 淳君。

○10番(菅沼 淳) 分かりました、これで終わります。

○議長(馬場 衛) よろしいですか。

○10番(菅沼 淳) はい、ありがとうございます。

○議長(馬場 衛) 以上で、10番 菅沼 淳君の質疑を終わります。

続いて、12番 楠 浩幸君の発言を許します。

[12番 楠 浩幸登壇]

○議長(馬場 衛) 12番 楠 浩幸君、どうぞ。

○12番(楠 浩幸) 12番 楠 浩幸でございます。私のほうからも一般会計補正予算(第9号)について、幾つかお聞きしたいと思っております。

それではまず1点目、歳出の3款1項10目自立支援給付費、ここにおきまして参考資料を見ますと介護訓練等給付費が不足になるということで、5,548

万4,000円の補正を申請されてるんですけども、その理由を伺いたいと思います。

○議長（馬場 衛） 登壇して答弁をお願いします。健康福祉部長。

〔健康福祉部長 袴田晃市登壇〕

○健康福祉部長（袴田晃市） お答えをいたします。

介護・訓練等給付費につきましては、令和5年度に入り想定していた以上に伸び、4月から10月までの支出実績は、令和4年度に比ばまして約4,000万円、月平均でも約600万円の増加となっております。

10月までの支出実績で増加が目立つ主なサービスにつきましては、就労継続支援A型が約2,400万円の増加、就労継続支援B型が約900万円の増加、生活介護は約700万円の増加となっており、11月以降も給付費全般にわたり、引き続き増加が予想されるところでございます。

増加してる背景につきましては、市内に就労継続支援A型事業所が、令和2年、令和3年、令和4年と毎年1事業所が開設をいただき、徐々に増えたことで就労への支援環境が整い始めたこと、また障害者の皆様が就労の意欲が増してきていることなどが考えられます。

以上のことから、4月から10月の実績の対前年増加率は108.5%となっており、11月以降の増加率を少し余裕を見させていただきまして、108.8%と見込み、当初予算8億4,500万円に対し、支出額を9億48万4,000円と見込み、差引き不足額の5,548万4,000円を計上させていただきました。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 楠 浩幸君。

○12番（楠 浩幸） 就労の機会が増えているよということで、理解をしました。

次へ。

○議長（馬場 衛） 次ですね、どうぞ。

○12番（楠 浩幸） 続きまして、歳出の8款2項2目です。道路施設管理運営費について伺いたいと思います。

1点なんですけども、松くい虫の防除ということで、予防剤を樹幹注入するということなんですけれども、この樹幹注入とはどのようなことなのか

と、委託の内容を伺いたいと思います。お願いします。

○議長（馬場 衛） 都市整備部長。

○都市整備部長（小倉英昭） お答えいたします。

樹幹注入とは、現状、松枯れ被害のない健全な松を対象に松枯れの原因となるマツノマダラカミキリによって媒介される病原体、マツノザイセンチュウに効果のある薬剤を注入し、松枯れの発症を予防するものでございます。

委託の範囲としましては、新居地区の市道4路線、浜名学園南側の柚川潮見坂線、みなと運動公園東側の向島弁天線、あと向島弁天線から海湖館方向へ向かう新居弁天線、老人ホーム燦光北側の向島地藏堂線を予定しております。

また、実施時期につきましては補正予算議決後、速やかに入札準備を行いまして、2月中には注入作業のほうを完了したいというふうに考えております。

注入作業におきましては、現状、健全に見える松であっても、マツノザイセンチュウが侵入しているものもあり進入具合が不明瞭でございますので、薬剤注入を行えば100%枯れないというものではございません。健全な状態の松であれば、一般的に注入後4年から7年は予防効果が持続しますので、薬剤注入前にそれぞれの松の状況を確認しながら、進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 楠 浩幸君。

○12番（楠 浩幸） 松くい虫の予防については、幾つか手法があるっていうふうに聞いてるんです。空中から薬剤の散布をしたりですとか、それとか直接幹に噴霧したりだとか、今回この樹幹注入をやるよというのは湖西市では初めてなのか、あとその樹幹注入を選択した理由みたいなのがあれば伺いたいんですけど。

○議長（馬場 衛） 都市整備部長。

○都市整備部長（小倉英昭） お答えいたします。

樹幹注入につきましては、恐らく旧新居町時代にはやってたかと思いますが、当時の湖西市としてはやっていなかったというふうに記憶しております。

なぜ今かといいますと、今の時期にマツノザイセ

ンチュウが木の中に眠ってるもんですから、今殺せば恐らく発症しないだろうと、時期ですよ。カミキリが動き出すのが暖かくなってからになりますので、今薬剤を打っておきたい。実際に、そのカミキリが動き出してからの対応としては、薬剤散布のほうです。今度はまくほう、こっちのほうが主な対策、効果のある対策であろうというふうに考えてます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 楠 浩幸君。

○12番（楠 浩幸） 湖西市としては初めて薬剤注入、今部長のほうから答弁があったエリアは、基本的に大方が旧新居町のエリアだというふうに思いますが、ちゃんと実績があればいいんですけど、やっちはいいけどあまり効果が見られなかったっていったらちょっと残念な気持ちになるんですけど、ちなみに何本くらいこの樹幹注入を対象の松に行う予定でしょうか。

○議長（馬場 衛） 都市整備部長。

○都市整備部長（小倉英昭） お答えします。

今うちのほうで把握している松の本数としては304本、304本の松を対象にしております。そして樹幹注入、要は薬の本数ですけども2,100本弱ぐらいを今予定しております。というのは、木の大きさによって打つ本数が違ってきますので、大方幹回り1.2から1.5ぐらいの範囲の木で大体6本から7本ぐらいの薬を注入するような格好になります。

以上です。

○議長（馬場 衛） 楠 浩幸君。

○12番（楠 浩幸） 分かりました。いずれにしても3月までにはやっておきたいよということで、理解をしました。

それでは次に移りたいと思います。

○議長（馬場 衛） 次どうぞ。

○12番（楠 浩幸） 歳出の9款1項5目です。地震対策関係経費で、これも参考資料に記載があるんですけども、より丁寧な議論と意見聴取が必要になったということなもんですから、当初の予算の時期よりもこういった議論と意見が必要になった理由と、それと委託ということですので委託の内容を伺

いたいと思います。

○議長（馬場 衛） 危機管理監。

○危機管理監（山本健介） お答えいたします。

津波防災地域づくり推進協議会において、意見交換会の実施方法を検討する中で、委員から「意見交換会の参加者が、本市における地震と津波に伴う災害リスク等を十分に理解した上で、意見交換会を実施することが重要であり、より丁寧な説明が必要である」との意見が出ましたことから、より多くの説明時間を確保して実施することといたしました。このため、意見交換会の実施回数を5回から6回へ増やしております。

また、協議会におきましても、委員より「意見交換会での意見等を慎重に審議・検討するための回数として、協議会が当初予定してました3回では少な過ぎる」という意見がありましたため、実施回数を3回から5回に増やしております。

増額する委託料の内容は、これらの実施回数を増やしたことに伴う人件費110万5,000円、それと旅費や印刷製本費などの諸経費173万3,000円となっております。

以上であります。

○議長（馬場 衛） 楠 浩幸君。

○12番（楠 浩幸） 津波避難対策計画の策定をしたりですとか、いろいろ避難タワーですとか命山なんかをこれまで造ってきたときにも、かなり丁寧に市民に説明があったかと思うんですけども、また改めて説明が必要ということは、これは推進協議会のメンバーが替わったからまた改めて説明を、理解を求めなきゃいけないということなんですか、どうなんですか。

○議長（馬場 衛） 危機管理監。

○危機管理監（山本健介） まず、計画策定のための推進協議会につきましては、中でメンバーは、自分もそうですが役職付の方など替わってる場合もありますけれども、それまでの従前の議論は議論としておいても、市民からの意見をたくさん聞かなければいけない、それについてどのように協議会の中で計画に盛り込むようにしていくかというところを議論しなければいけないということで、協議会そのも

のはまず増えております。

それから、意見交換会は市民に参加していただいているものですが、やはりこれは先ほど説明しましたとおり、災害リスクをきちんと理解した上で、参加者が理解をした上で行って議論をしていただく、ワークショップをやっていただくというようなものになっております。全部で6回やっておりますけれども、この6回につきましてはそれぞれメンバー入れ替わり制ではなくて、固定のメンバーに出していただいて、6回を通じて中でいろんな意見の討議をしていただくというものになっております。

以上であります。

○議長（馬場 衛） 楠 浩幸君。

○12番（楠 浩幸） 今部長の答弁があったように、最大リスクを理解してから、最大リスクっていうのが近年変わったとかそういったことはないですよね、そこを私ちょっと認識ができてないんですけど、どうでしょう。

○議長（馬場 衛） 危機管理監。

○危機管理監（山本健介） お答えいたします。

最大リスク、いろいろ認識が変わってるものはそれぞれいろいろあるにはあるんですけども、例えば避難所の考え方なんかは当然3.11の時点であったりとか、その後の熊本での地震であったりとかっていう場合についてはかなり変わってきてるものではあります。

当市におけるでは災害リスクって何ぞやっていう話になったときに、当然3.11の後に津波避難計画をつくったりして、そのときにも説明をしておりますが、リスクそのものについては大きな変更はありませんけれども、例えばそれに対して市民の皆様方が、ここに参加いただいている方が、当時の状況も踏まえてきちんとそれを覚えていらっしゃるかどうか、認識されてるかどうかというところで、中の議論が変わってきてしまいますので、それについてきちんと説明をさせていただいた上で、同じ土俵の上でそれぞれ話をさせていただこうというコンセプトのものであります。

以上です。

○議長（馬場 衛） 楠 浩幸君。

○12番（楠 浩幸） まとめますと、正しい情報を改めて理解をしてもらうための時間と費用が、必要になっていったということによろしいでしょうか。

○議長（馬場 衛） 危機管理監。

○危機管理監（山本健介） そのとおりでございます。

○議長（馬場 衛） 楠 浩幸君。

○12番（楠 浩幸） 分かりました。

じゃあ最後の質問に移りたいと思います。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○12番（楠 浩幸） 歳出の10款2項1目です。これ、小学校も中学校も一緒の項目なんですけれども、小学校管理運営費でまずお伺いしたいと思います。

参考資料によりますと、説明が教室等の効果的な換気対策というふうに記載があったんですが、具体的にはどのような対策を行うのか、伺いたいと思います。

○議長（馬場 衛） 教育次長。

○教育次長（鈴木啓二） お答えします。

感染症の影響を最小限止めつつ、学校教育活動を継続できる環境を維持するために行う対策で、感染者発生時の消毒の徹底や換気対策、三密対策など従来から行ってきたものと同様です。

市内小中学校に今回照会をさせていただきました。そうしたところ、まだ未設置の相談室などに空気清浄機、それから大型循環送風機、換気機能つきエアコンの設置の要望、また網戸や空気清浄機用フィルターなど、消耗品の購入の要望がありましたため、国庫補助金を活用しながら整備をしようとするものです。

以上です。

○議長（馬場 衛） 楠 浩幸君。

○12番（楠 浩幸） 基本的には、従来コロナ禍で進めてきた対策を引き続きやるということで、未実施の施設ですとか部屋があるということで、そこに対しての費用というふうに理解をしました。

以上で終わります。

○議長（馬場 衛） よろしいですか。

○12番（楠 浩幸） はい、ありがとうございます。

○議長（馬場 衛） 以上で、12番 楠 浩幸君の

質疑を終わります。

続いて、17番 神谷里枝さんの発言を許します。

[17番 神谷里枝登壇]

○議長(馬場 衛) 17番 神谷里枝さん。

○17番(神谷里枝) 17番 神谷里枝。同じく、議案108号について質疑を行います。

まず、最初に2款1項5目企画費におけます印刷製本費356万1,000円について、作成部数とどのくらいの期間、今補正によって補える見通しなのかをお伺いいたします。

○議長(馬場 衛) 登壇して答弁をお願いします。企画部長。

[企画部長 安形知哉登壇]

○企画部長(安形知哉) お答えをいたします。

佐吉翁の日めくりにつきましては、日本語版及び英語版をそれぞれ3,000部、合計で6,000部作成を予定であり、年間の販売部数を日本語版については400部と見込み、令和12年度までの約7年間、英語版につきましては年間300部と見込み、令和15年度までの約10年間は補えると見込んでおります。

以上でございます。

○議長(馬場 衛) 神谷里枝さん。

○17番(神谷里枝) 佐吉翁のカレンダーは何年も使えるっていう特徴があるものですから、ただいまの御答弁ですと、英語版ですと最長でも10年は持ちこたえていけるということで、間に合いました。これは、当初予算では無理だったんでしょうか。

○議長(馬場 衛) 企画部長。

○企画部長(安形知哉) お答えをいたします。

今回、令和5年度の予算の要求の段階では、在庫数がまだありました。今回、11月時点で現時点の在庫が日本語版で約400部、英語版で約100部ということになりまして、年間の販売見込みから英語版が年度内欠品という可能性がちょっと出てきております。今英語版の求める、企業さんのほうから英語版を求められるケースが今年度は特に多くありまして、やはりあと発注から納品までも約1か月から2か月かかるということもありますので、欠品による販売遅延はどうしても防ぎたく、今回補正をさせていただきました。

以上でございます。

○議長(馬場 衛) 神谷里枝さん。

○17番(神谷里枝) 分かりました。

では、同じところの2点目です。

○議長(馬場 衛) どうぞ。

○17番(神谷里枝) 収入見込額をお伺いします。

○議長(馬場 衛) 企画部長。

○企画部長(安形知哉) お答えをいたします。

今回、日本語版・英語版それぞれ3,000部作成し、印刷製本費として356万1,000円を計上しております。

物価高騰による制作コストの影響もありまして、販売価格を今回100円増額いたしまして、600円とする予定でございます。

収入見込みにつきましては、現在の在庫の関係から一部前倒しをして、令和5年度内に販売するケースもあろうかと思いますが、大半が令和6年度以降の販売を予定しておりますので、改定後の価格600円で積算いたしまして、360万円を見込んでおります。

以上でございます。

○議長(馬場 衛) 神谷里枝さん。

○17番(神谷里枝) ありがとうございます。

では、次の質問に移ります。

○議長(馬場 衛) どうぞ。

○17番(神谷里枝) 2款1項8目交通安全対策費におけます防犯まちづくり費128万7,000円について、県道に設置していた防犯灯の基礎を撤去するに至った理由をお伺いします。

○議長(馬場 衛) 危機管理監。

○危機管理監(山本健介) お答えいたします。

この防犯灯は、令和元年度に老朽化によりまして破損し、その後、復旧を試みておりました。しかしながら、市内企業から寄贈されたもので、市内で多く設置されてるものとは異なった構造でありまして、入手困難な部品などが使われており、使用可能な状態に復旧できなかったことから、安全確保のため、基礎部分を残して上部の撤去を行っております。その後、残した基礎を使って防犯灯の設置を検討いたしましたが、駅の周辺でもあり明るさが確保されていることから、別の用途での活用を模索してござい

した。しかし、有効な活用が見いだせずにいるところ、県から占有物件のため、活用しないのであれば早急に原状復旧するようという指示を受けましたことから、撤去することといたしました。

以上であります。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） ありがとうございます。そうしますと、新所原駅周辺には今回これ、まずごめんなさい、基礎を撤去するのは1か所ですか。

○議長（馬場 衛） 危機管理監。

○危機管理監（山本健介） 撤去する基礎は2か所でございます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） そうしますと、企業さんから寄贈いただいた防犯灯は、とりあえず新所原駅周辺は2か所を撤去すれば、そういった老朽化によるものはなくなる、そういうことでよろしいですか。

○議長（馬場 衛） 危機管理監。

○危機管理監（山本健介） そのとおりでございます。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 分かりました、ありがとうございます。

次に移ります。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○17番（神谷里枝） 3款1項10目自立支援給付費で、この点につきましては先ほどの同僚議員の答弁で大方分かりました。1年に1か所ずつぐらいA型の支援事業所が増えてるため、今回この増額補正をするということですけども、例えばその事業所は市内のどこら辺とか、そういったことってお答えいただけますか。

○議長（馬場 衛） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（袴田晃市） ちょっと確認で、お時間をいただければと思います。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 後でも答弁は構いませんので。

○議長（馬場 衛） それじゃあ次の質問を先に、大丈夫ですか、それでは健康福祉部長。

○健康福祉部長（袴田晃市） お答えをいたします。

増えましたA型事業所につきましては、駅前と岡崎地区に増えております。鷺津駅前でございます。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 分かりました。市としましたら、これだけ福祉作業所等が増えてくるんですけども、どれくらいの数までは民間さんがやってくれるといえやっといこうという、そういった目標設定みたいなものはおありなんでしょうか。

○議長（馬場 衛） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（袴田晃市） お答えをいたします。

現在、計画をされております障害の計画の中には、就労継続支援A型につきましては98名の受入れをできる事業所という目標を立てております。現状、4事業所で各20名ずつの80名という形での受入れ体制が整いました。残りまだ不足しております。さらに、この計画につきましては今年度で終了する計画となっております。現在、次期6年度からの計画を策定中で、その中でどの程度の人員を確保していかなければいけないかというのを、現在、検討させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 分かりました。本当にこの自立支援支援給付費関係も、うなぎ登りのように登っていております。大変難しいところではあります。適正利用を促していくということが重要だと考えておりますので、またそういった事業所サイドへの指導といいますか何て言ったらいいのかな、結構、日頃頑張って家庭で見ているんですけども、何かの場合、急に使いたくなったりというニーズが必ず出てくるんですけども、そういったときにあらかじめ、慣れるためにサービスを利用してくださいねというアドバイスをいただくという声を聞いたります。そうすると、本人のためにはいいことなんですけども、そうすると緊急でなくて、平日頃使っていないでも利用するというと、またこういった費用がかさんでいってしまうという辺で、そこら辺で相談事業所とか、何かそういった辺の兼ね合いをちょっと考えていただくのも必要かなって

う気は致しております。

障害者を抱える家族にとってはありがたいことですが、こういって費用を見ますと、どこまでこうした制度を利用するに当たって前もって前もって本人の訓練のために利用するっていうところ辺が、すごくさじ加減が難しいところかなと思っております。よろしく願いいたします。

次に移ります。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○17番（神谷里枝） 同じく3款3項1目の生活保護費です。調査項目の変更に伴うシステム改修のことですけれども、内容をお伺いします。

○議長（馬場 衛） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（袴田晃市） お答えをいたします。

厚生労働省が実施しております「被保護者調査」、これは生活保護を受けられている方となりますが、この内容が令和6年4月分の報告から改定されることとなりました。現在、本市で使っております現行システムではこれに対応できないことから、改修をさせていただくものでございます。

改修の主な内容といたしましては、月次報告の中の申請件数等に係ります6項目について、その数字の内訳の再掲区分の追加するようになったこと、保護廃止の理由区分などを追加することになったことによる改修でございます。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） ちょっとメモしおせなかったんですけども、要するに今回のシステム改修というのは行政が月次調査ではなくて、被保護者調査をするためにシステム改修をする必要が生じたっていうことで、受給者にとっていろいろ調査項目とか何かが増えるのではなくて、市が報告する上で必要になったということよろしいですか。

○議長（馬場 衛） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（袴田晃市） お答えをいたします。

そのとおりでございます。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 了解しました。

○議長（馬場 衛） すみません、神谷里枝さん、

ちょうどお昼の時間になりましたので、質問の途中ですけれどもよろしいですか。

○17番（神谷里枝） 8款2項2目は取下げます。

先ほどの答弁で分かりましたので。

○議長（馬場 衛） それでは、質問の途中ですが、ここで暫時休憩とさせていただきます。再開を13時、13時とさせていただきます。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（馬場 衛） 休憩を解いて会議を再開いたします。

○議長（馬場 衛） 午前中の議案第108号の菅沼議員への答弁におきまして、答弁の訂正の申出が消防長よりありましたので、これを許可いたします。消防長、登壇してお願いします。

〔消防本部消防長 山本浩人登壇〕

○消防長（山本浩人） 先ほどの菅沼議員の土地購入費3,427万3,000円の算出根拠についての質疑へ、移転登記するための所有権、移転登記費用の支払いは手数料で支払うと答弁いたしました。正確には資産経営課が所管します財産管理費の委託料で支払います。ここに訂正させていただきます。大変申し訳ありませんでした。

○議長（馬場 衛） 菅沼議員、よろしいでしょうか。

○10番（菅沼 淳） 了解しました。

○議長（馬場 衛） 会議を続けます。

引き続き17番 神谷里枝さんの質疑を行います。

歳出の8款3項1目からになると思います。神谷里枝さん、どうぞ。

○17番（神谷里枝） 午前中、8款2項2目は取下げさせていただきました。

次に移ります。8款3項1目河川費、河川等管理運営費3,000万円について、工事期間や何本くらい伐採する予定なのか、お伺いいたします。

○議長（馬場 衛） 都市整備部長。

○都市整備部長（小倉英昭） お答えいたします。

工事期間につきましては、補正予算議決後、速やかに入札手続を行いまして、年度内、3月末までの

完了を目指したいというふうに考えております。

本数ですけれども、浜名川沿いにあります松212本を伐採する予定でございます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） ありがとうございます。212本伐採するということですが、本当に一番ひどく枯れているところ、演習林関係はやっぱり手をつけられないということなんですか。

○議長（馬場 衛） 都市整備部長。

○都市整備部長（小倉英昭） 今回の松枯れの関係、いろんな部署で予算化をしております。私のほうで行わせていただいているものは、道路・河川に関するエリアについてでございますので、保安林関係はちょっと私のほうでは把握しておりません。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん、いかがですか。

○17番（神谷里枝） 分かりました。

その前に今部長のところ、所管が河川だからということですが、今回補正の中に松くい虫の伐採がいろいろのってんですけれども、これは所管ごとに委託していくのか、ある程度、一番大きな予算、補正を抱えました河川管理、どういうふうに対応していくお考えですか。

○議長（馬場 衛） 都市整備部長。

○都市整備部長（小倉英昭） 予算自体はいろんな課で多分要求、要望させていただいておりますけれども、実際の作業は土木課のほうで一括で予算をお預かりしまして、やっていくのが効率的だというふうに考えております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 分かりました。

同じところの2点目に移ります。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○17番（神谷里枝） 伐採した木の処分方法をお伺いいたします。

○議長（馬場 衛） 都市整備部長。

○都市整備部長（小倉英昭） お答えいたします。

伐採した松は、最終処分場のほうに搬入する予定

となっております。また、搬入された枯れ松はチップ化しまして、堆肥化して再利用されるというふうに聞いております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） そうしますと、この費用ってというのはどのように考えていらっしゃるんですか。

○議長（馬場 衛） 都市整備部長。

○都市整備部長（小倉英昭） 今回の伐採に関する予算では、笠子に搬入するまでが今回うちのほうで取らせてもらっている予算でございます。チップ化につきましては環境部のほうで対応していただくということになっております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） そうしますと、搬入までが今補正に含まれている、その後のチップ化する等の経費については環境課ということですが、環境部のほうはこちらの予算についてはいかがなんでしょうか。

○議長（馬場 衛） 環境部長。

○環境部長（石田裕之） お答えいたします。

廃棄物対策課になりまして、一般家庭のほうから持ち込まれたいろんな草木等も一緒になって、業者さんが入ってこういったチップ化等の処分をして、費用を見ております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 市が委託してチップにしておくということに関してごめんなさい、もう一度、答弁をお願いできますか。直接最終処分場へ市が委託した伐採の木を持っていくので、特別補正を組む必要はないという解釈でいいでしたっけ、ごめんなさい。

○議長（馬場 衛） 環境部長。

○環境部長（石田裕之） お答えいたします。

常に廃棄物対策課のほうで予算を毎年計上してございまして、こういった事業者さんに委託して、場所が処分場に搬入された松、草木等を業者が入ってそこで処分をしてチップ化し、その後、堆肥化する

という委託業務をしております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） ですから、今回補正を組んで伐採するに当たって、年度当初予算にそういった費用も含んでということですか。

○議長（馬場 衛） 環境部長。

○環境部長（石田裕之） 現状の予算の範囲内でできるというふうに考えております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 現状の予算でできるということで、承知しました。

次に移ります。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○17番（神谷里枝） 9款1項5目は取下げます。よろしいでしょうか。

○議長（馬場 衛） 分かりました、どうぞ。

○17番（神谷里枝） では、10款1項5目の教育施設管理費におけます修繕料の内訳をお伺いします。

○議長（馬場 衛） 教育次長。

○教育次長（鈴木啓二） お答えします。

法令点検において、指摘のあったものを修繕するものです。

その内訳は、白須賀小学校の浄化槽放流ポンプ取替え及び制御盤修繕、こちらのほうが32万7,000円、それから新居小学校の防火扉、新居中学校の防火シャッターの修繕、こちらが56万6,000円、それから新居小学校プールろ過ポンプ取替えの修繕で99万円、岡崎小学校避難用救助袋修繕、こちらが55万4,000円、そのほか新居小学校及び白須賀小学校の肢体不自由児童対応のためのバリアフリー等修繕、こちらが92万6,000円、それから新居幼稚園北園舎2階ベランダ手すりの取替えの修繕、こちらが80万2,000円ということで、合計416万5,000円を計上させていただいたものであります。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 内訳を御説明いただきまして、たくさんメニューがありましてびっくりしましたけ

ども、できれば参考資料の中等にも少し丁寧に御説明いただけると、ありがたいかなってという気はいたしております。

そういった中で、法定点検の上、修繕が必要となった白須賀小学校の浄化槽とか制御盤で32万7,000円ありますよということでしたけども、白須賀小学校の浄化槽の規模っていいですか、そういったものってどのような状況なんですか。

○議長（馬場 衛） 教育次長。

○教育次長（鈴木啓二） お答えします。

今入ってる白須賀小学校の浄化槽の大きさは169人ということになっています。浄化槽の人槽の大きさというものは、学校施設におきましては定員、同時に収容人員に係数を掛けて、大きさが決まってきました、小学校の大きさ自体は子供数が減ったからといって、学校の大きさはそのままということになっていますので、浄化槽の今のものは維持していく必要があるということになっています。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 分かりました。確かに、一般家庭でも家族の人数が減ってきてても当初の浄化槽のままでやってるわけですので、学校もそうはいかないということは承知いたしました。児童数が減少していても、こういう維持管理費はなかなか削減することができないということで、理解いたしました。分かりました、ありがとうございます。

次の質問に移ります。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○17番（神谷里枝） 債務負担行為についてであります。まず1点目、健康福祉センター空調改修事業1億8,000万円について、庁舎建て替えとの整合性をお伺いします。

○議長（馬場 衛） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（袴田晃市） お答えをいたします。

健康福祉センターにつきましては、公共施設再配置個別計画による再配置の方向性は継続となっております。今後も継続して使用する施設に位置づけられており、庁舎建て替えにより空調設備改修が無駄になることはないものと考えております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 分かりました、ありがとうございます。そういった中で、今回空調の改修ということなんですけども、自分がそこへ行く機会がありまして、研修室の放送設備って言うんですか、そういったものの不具合が気にはなるんですけども、今回はとりあえず空調の改修だけっていうことで、その先にまたそういった放送、継続していくということであれば放送設備の検討も必要かなと思うんですけども、その辺についてももしお考えがあればお伺いしたいと思います。

○議長（馬場 衛） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（袴田晃市） お答えをいたします。

健康福祉センターも平成13年の使用開始から22年余りが経過しておりまして、空調設備をはじめいろんな設備がかなり老朽化してまいりました。その中で、本年度実施をしたものは電気料金を下げるための階段の照明器具のLED化など、補助金を頂きながら実施しております。極力、市の負担を減らす、補助金を頂いてくるというようなものを探した中で、いろんな修繕を優先順位をつけながら実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 分かりました、ありがとうございます。

2点目に移ります。

○議長（馬場 衛） 2点目ですね、どうぞ。

○17番（神谷里枝） 旧新所幼稚園改修事業費1億2,000万円について、改修内容をお伺いします。

○議長（馬場 衛） 鈴木副市長。

○副市長（鈴木典之） お答えいたします。

今回の改修は大きく4つに分類されます。

1点目は子育て支援センターとして親子の触れ合いや交流の場の提供、そして育児を終えて発達相談の実施のため、ファミリートイレや授乳室、相談室の設置などを行うほか、園庭の駐車場化を行うものです。

2点目は、建築基準法上の建物の用途が幼稚園か

ら児童福祉施設に変更することに伴い、法定基準を満たすため、排煙設備や換気設備などを改修するものです。

3点目は、建物が平成14年の完成から築20年経過しているため、外壁塗装や屋上防水など、老朽箇所を改修するものです。

そして最後に4点目ですが、環境への配慮ですとかランニングコスト削減のための照明のLED化などです。改修項目が多岐にわたりまして費用もかかってまいりますが、今後10年、20年にわたり施設を使うために、今回一括して改修を行うものです。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 申し訳ありません。新所幼稚園は築何年でしたか。

○議長（馬場 衛） 鈴木副市長。

○副市長（鈴木典之） 築20年でございます。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 分かりました。同じ子供たちが使う施設として、そんなに改修費ってかからないのかなとは思っていましたが、こうやってやっぱり1億円を超える数字が出てくるっていうと、本当にうなるしかないんですけども、基準法に準じたものに変えていかなきゃいけないとかそういった中で、やっぱり前、新居の地域センターもそうでしたけども排煙設備なんかも当初の計画よりは見直したら金額が削減できたりしたと思うんですけども、そういったことも考慮されてこの金額になっているんでしょうか。

○議長（馬場 衛） 鈴木副市長。

○副市長（鈴木典之） お答えいたします。

確かに金額のほうが大きくなってまいりましたので、なるべく精査できるものはできる限り精査して、今このような格好となってございます。

また、設計のほうもまだ完了しておりませんので、あくまでこれは概算の金額となります。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 先ほどの答弁に改修をして10年、20年使っていきたいということでしたけども、

あその土地っていうのは市の土地でしたか、借地でしたか。

○議長（馬場 衛） 鈴木副市長。

○副市長（鈴木典之） 申し訳ありません、ちょっと確認をして、恐らく市とは思いますがちょっと確認をさせていただきます。お願いいたします。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） お願いいたします。

先に3問目へ移ってよろしいですか。

○議長（馬場 衛） それでは、先に3問目の質問に入ってください。

○17番（神谷里枝） 3問目、大沢地区都市計画変更資料作成業務2,500万円について、内容をお伺いします。

○議長（馬場 衛） 土地利用統括監。

○土地利用統括監（匂坂隆拓） お答えいたします。

本業務は、大沢地区内の約4.4ヘクタールの土地について、今後予定します市街化区域への編入に向け、令和6年度から行われます国、県との協議用資料を作成しようとするものです。

具体的には、新たに市街化区域に編入することについて、その必要性や緊急性、規模の妥当性、開発の実現性などを整理するほか、治水対策なども取りまとめてまいります。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） いま一度、申し訳ありませんがこの大沢地区とはどこら辺に位置するか、市民の皆さんも分かるような説明をお願いいたします。

○議長（馬場 衛） 土地利用統括監。

○土地利用統括監（匂坂隆拓） お答えいたします。

新居の中之郷にございますパチンコ店のダイナムさん、その西側一帯の土地の区域でございます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 市街化へ編入するということは、住宅地の可能性も出てくるというふうに思っていてよろしいでしょうか。

○議長（馬場 衛） 土地利用統括監。

○土地利用統括監（匂坂隆拓） 当地区につきましては、南側で9月にバッテリーロードが開通、それから浜名湖西岸土地区画整理事業ということで、工業系の土地利用が進んでおります。今回の箇所につきましても工業系の土地利用ということで考えているところです。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 工業系の土地というふうに考えてるということは、普通のおうちを建てないということでもよろしいんですか。

○議長（馬場 衛） 土地利用統括監。

○土地利用統括監（匂坂隆拓） お答えいたします。

そのとおりでございます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） もともとから懸念されています、新幹線のオーバブリッジの関係が出てくるとは思いますけども、今計画ではそういった新幹線の跨線についてということも検討されるのでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（馬場 衛） 土地利用統括監。

○土地利用統括監（匂坂隆拓） お答えいたします。

新幹線をオーバーする道路のほうも併せて検討していくということで、答弁させていただきます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 理解いたしました。

○議長（馬場 衛） 債務負担行為の2番目の質問に鈴木副市長が答弁できるそうですので、鈴木副市長。

○副市長（鈴木典之） 先ほどの土地の所有権ですけど、一応市の名義となっております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん、よろしいですか。

○17番（神谷里枝） ありがとうございます。

以上で質疑を終わります。

○議長（馬場 衛） 以上で、17番 神谷里枝さんの質疑を終わります。

続いて、14番 竹内祐子さんの発言を許します。

〔14番 竹内祐子登壇〕

○議長（馬場 衛） 14番 竹内祐子さん、どうぞ。

○14番（竹内祐子） 14番 竹内祐子です。

最初に、6款1項7目の工事が前倒しで行われるようになった理由を伺います。

○議長（馬場 衛） 登壇して答弁をお願いします。産業部長。

〔産業部長 太田英明登壇〕

○産業部長（太田英明） お答えします。

基幹農道整備事業は、県が実施主体となりまして、平成29年度から令和6年度までの計画で、利木地区から知波田、太田地区へ抜ける通称オレンジロードの路面舗装などを実施しております。

本年度の事業が令和5年12月に完了見込みとなっており、令和6年度に実施予定でありました路面補修800メートルについて、安全性を考慮し、早期に事業推進する目的で、県の事業を前倒しで行うものがございます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 竹内祐子さん。

○14番（竹内祐子） 分かりました。

次に、その負担割合なんかはどのようになっているのか、工事期間を聞かないといけないか。

○議長（馬場 衛） 2のほうですね。

○14番（竹内祐子） 2番のところの路面舗装をやるっていう内容で、工事内容は一応そうなのかなと確認できましたけど、工事期間を教えてください。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） お答えをします。

今は県が実施主体となって進めておりますけども、現時点での工事着手、期間につきましてはまだ未定となっております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 竹内祐子さん。

○14番（竹内祐子） 分かりました。

では、負担割合を伺います。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） お答えをします。

負担割合につきましては国が50%、静岡県が25%、湖西市が25%となっております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 竹内祐子さん。

○14番（竹内祐子） 分かりました。

では次に行きます。森林保護対策費のところの6款2項1目ですけれども、伐採する松の本数と処分方法、それから工事期間をお伺いいたします。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） お答えをします。

こちらにつきましては、浜名保全林、場所でいいますと新居の下水処理場のリュミエールのところから松山公民館のある区間になります。松くい虫の被害を受けた松が310本ございまして、それを伐倒駆除する予定でございます。

処分方法につきましては、伐採後、笠子最終処分場のほうに搬入をして、処分場にて細かくチップ化をした後、堆肥化の際、発酵熱によりマツノザイセンチュウを駆除する予定でございます。

工事期間につきましては、年度内に完了したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 竹内祐子さん。

○14番（竹内祐子） 植栽の予定、伐採した松のところの植栽の予定はどのようになっていますか。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） お答えをします。

浜名保全林につきましては、県それから東京大学の管理の海岸林の対応と連携を図りながら、自然に植生している木もあります。若木のほうの状況を確認をして、必要があれば植栽を検討しております。現在ではそのまま、植栽するような必要はないというふうに確認をしております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 竹内祐子さん。

○14番（竹内祐子） 分かりました。

では、次へ行きます。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○14番（竹内祐子） 7款1項1目の販路拡大支援事業のところですか。150万円の算出根拠を伺いたいと思います。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） お答えをします。

当補助金につきましては、現在までで9件、約180万円の申請をいただいております。

今回の補正につきましては、今後の見込みとして既に5件の相談を受けていただいております。そのほかにさらに1件出てくるということ想定をしまして、合計6件ということで見込んでおります。

当補助金の補助上限額が25万円であるために、6件で150万円と算出したものでございます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 竹内祐子さん。

○14番（竹内祐子） 分かりました。

次へ行きます。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○14番（竹内祐子） 同じところのモノづくり推進事業費ですが、ここの160万円の算出根拠も伺います。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） お答えをします。

当補助金は、販路の拡大を目的に展示会、見本市などに新製品などを出展をする中小企業に対し、出展に要する経費の一部を補助するものでございます。

○議長（馬場 衛） 竹内祐子さん、先ほど前の2番目のところ、販路拡大。

どうしますか、前へ戻りますか。先に今の質問から答弁いただきますか。どちらからか確認してください。竹内祐子さん。

○14番（竹内祐子） すみません、私2番目ありましたよね、7款1項1目のところの販路拡大のところの出展のための補助内容を伺います。

○議長（馬場 衛） それじゃあ、そのところから答弁、産業部長お願いします。

○産業部長（太田英明） 大変申し訳ありませんでした。

そちらのほうの補助金は、販路の拡大を目的に展示会・見本市などに新製品などを出展をする中小企

業に対し、出展に要する経費の一部を補助するものでございます。

補助の対象経費は、出展に関わる参加料、ブース料、ブース装飾料、パンフレットなどの作成費、資機材の運搬費、旅費等に関わるものとなっております。

補助率は2分の1で、開催地により5万円から25万円までの区分がございまして。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 竹内祐子さん。

○14番（竹内祐子） すみません、ありがとうございます。

では次に行きます。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○14番（竹内祐子） モノづくり推進事業費です。モノづくり推進事業費の160万円の積算根拠をお伺いいたします。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） お答えをします。

当補助金は、今年度から新たに制度開始したもので、生産性の向上を目的としたデジタル技術の導入に関わる事業へ補助をするものでございます。

補助対象経費は大きく分けて2つございまして、1つはソフトウェア購入費やクラウドサービス利用費など、デジタル技術そのものに対する補助で補助率は2分の1、上限額は20万円となっております。もう一つはIT人材と中小企業のマッチングを行うサービスの利用料やIT人材に支払う報酬など、IT人材の確保に関連する補助で補助率は10分の10、上限額は10万円となっております。

現在14件、約200万円の申請をいただいておりますが、今後の見込みとしましては、既に5件の相談をいただいているほか、さらに3件出てくるということも想定をして、合計8件を見込んでおります。

当補助金の補助上限額が20万円であるため、8件で160万円と算出したものでございます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 竹内祐子さん。

○14番（竹内祐子） ありがとうございます。このモノづくり推進事業費もそれだけ申請があるという

ことは、これからもまだ年度内に3件くらい出てくるのかなということで、8件にしたということを理解しました。

では次に行きます。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○14番（竹内祐子） 8款2項2目のところは取下げます。

それで、8款3項1目の1番は分かりました。2番の植栽の予定って私書いたので、そこをちょっと伺いたいと思います。

○議長（馬場 衛） 都市整備部長。

○都市整備部長（小倉英昭） お答えします。

まず、松枯れの拡大や発症を抑えることを最優先として考えてますので、すぐに補植する予定はございませんが、今後、松の枯れ具合を確認しながら考えていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（馬場 衛） 竹内祐子さん。

○14番（竹内祐子） 先ほど212本を伐採してしまうんですけれども、その状態において景観的には問題もないっていうことでいいんでしょうか。

○議長（馬場 衛） 都市整備部長。

○都市整備部長（小倉英昭） 浜名川沿いの211本につきましては、景観的には多少歯抜けになっちゃうような感じではございますけれども、今は補植の予定もありませんので、致し方ないというふうに考えております。

○議長（馬場 衛） 竹内祐子さん。

○14番（竹内祐子） 松くい虫の状況も少し期間を置いて調べていったほうがいいと思うので、そんなにすぐに植栽する必要も私はないと思うので、様子を見ながらやっていただければいいかなと思います。了解いたしました。

では、次へ行きます。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○14番（竹内祐子） 人件費について伺っていききたいと思います。

この頃、すごく時間外勤務手当の補正が出たりしているの、そこを確認したいと思います。補正をする業務内容と何時間を計上しているのかを伺って

いきたいと思います。お願いします。

○議長（馬場 衛） 総務部長。

○総務部長（田内紀善） お答えします。

時間外勤務手当として増額計上しました580万7,000円の内訳でございますが、まず消防総務費が236万1,000円、児童福祉総務費が150万円、それから環境衛生費が115万2,000円、商工業振興費が52万3,000円、国民健康保険費27万1,000円でございます。

補正の理由及び業務の内容、時間数につきましては、それぞれの担当部長から答弁をいたしますのでよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 消防長。

○消防長（山本浩人） 消防総務費の補正の主な理由は、長時間の消火活動を要する延焼火災が連続して発生し、現地への応援部隊や救急隊員の確保、鎮火後の火災原因調査に時間と人数を要したこと、また救急出動件数が本年度も大幅に増加し、出動する消防隊に不足が生じ、その間、非番、週休の職員を招集したこと。さらに、新消防庁舎の建設に伴い、事務量が増加したことなどにより、想定以上の時間を要したためでございます。

今後、主に災害対応と庁舎建設事務の業務を見込み、1,100時間相当を計上しています。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 総務部長。

○総務部長（田内紀善） 児童福祉総務費でございますが、主な理由はこども計画策定のための調査業務、それから旧新所幼稚園の改修、それから災害医療体制の構築などの業務におきまして、想定以上の時間を要したことに加えまして、新規事業の制度設計やいじめ防止体制構築の検討などを行う必要が生じたことによるもので、今後も同様の業務を見込み、540時間相当を計上しております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 次に環境部長。

○環境部長（石田裕之） 環境衛生費の補正の主な理由は、環境省派遣職員の時間外勤務の増加や環境・脱炭素に関する計画策定、連携協定、補助制度の策定などの業務、斎場進入路の工事に関する業務

において、想定以上の時間を要したため、今後も環境省派遣職員の時間外勤務やカーボンニュートラル推進に関する業務などを見込み、500時間相当を計上しております。

○議長（馬場 衛） 次に産業部長。

○産業部長（太田英明） 商工業振興費の補正の主な理由は、コロナ禍が明けましてイベントも増え、大河ドラマ「どうする家康」などのPRイベントなどへ積極的に参加をしました。

当初の想定よりも増えたということ、またふるさと納税制度の10月改正に伴いまして、返礼品金額の改定の業務が発生したことなどにより、想定以上の時間を要しております。

今後は、PRイベントの参加、それからふるさと納税の年末の駆け込み寄附の対応、来春に行われます花博関連業務の準備などの見込みを見込んでおりまして、213時間相当を計上しております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 市民安全部長。

○市民安全部長（山本健介） お答えいたします。

国民健康保険費の補正の主な理由につきましては、高額療養費支給処理システム等が取扱い業者におきまして、今後、当該システムの開発・保守を行わないこととなったため、新たに別のシステムへ年度内に移行する必要が生じたため、移行のための作業に112時間相当を計上しております。

以上であります。

○議長（馬場 衛） 竹内祐子さん。

○14番（竹内祐子） 共通することで、国保のシステム移行は除いてでも、時間外手当、みんな500時間とかいろいろ計上されてるんですけども、これは時間は計上されていて、この仕事をするに当たって職員さんっていうのはちゃんと協力体制っていうか、みんなで力を合わせながら1時間でも時間を減らしながら、作業をしていくっていうような内容になっているんでしょうか。

○議長（馬場 衛） 総務部長。

○総務部長（田内紀善） お答えします。

総務課におきまして、そういったことを十分指導のほうをしておりますし、当然、課内または部内で

協力体制をするようになっておりますので、ある一定の職員、時間外が偏るようなことのないように努めております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 竹内祐子さん。

○14番（竹内祐子） 分かりました。

それで、例えば児童福祉総務費のほうなんかは、新規事業とかいじめとかいろいろ取り組む課題が多くて、時間外が増えてきているっていうことでありますけれども、こういう時間外の増加したものっていうのは、次年度にもやはり入れられながらの予算計上になっていくんでしょうか。

○議長（馬場 衛） 総務部長。

○総務部長（田内紀善） 児童福祉総務費につきましては、例えば災害医療体制の構築などは構築してしまえば、次年度以降はその構築のための業務がなくなるということで次年度以降はかからないと。それからいじめ防止体制につきましても、体制の構築のために、現在時間外のほうがかかっているわけでありまして、構築してしまえばそれに伴う時間外は生じない。ただ、いじめの関係はいじめの体制ができてから対応していくことで、それ以後の時間外は、今の時点では想定されてくるということでございます。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 竹内祐子さん。

○14番（竹内祐子） 分かりました。これからちょっと時間外手当については、少しその都度、どんなものでどういう理由かというのをチェックしていきたいと思います。ここはこれで終わります。

○議長（馬場 衛） では次へどうぞ。

○14番（竹内祐子） 新所幼稚園の改修事業についてのこと、1番の限度額1億2,000万円の算出根拠については先ほどの説明で大体分かりました。それで、2番目の改修内容もさっきの1番と2番を合体して理解しました。

それで一番聞きたいのは改修のスケジュール、そこがどんな具合になっていくのかを伺います。

○議長（馬場 衛） 鈴木副市長。

○副市長（鈴木典之） お答えいたします。

改修のスケジュールについてですが、一応令和6年の3月中に、まずは改修を行う事業者を決定いたしまして、4月に入ってから順次工事を開始してまいります。

工期は、現時点ですけれども令和6年の10月末までで一応完了する予定でございます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 竹内祐子さん。

○14番（竹内祐子） 分かりました。もう一つ聞きたいのがありました。ごめんなさい、教えてください。

ファミリートイレって言われましたよね、先ほど。このファミリートイレってどんなものですか、すみません教えてください。

○議長（馬場 衛） 鈴木副市長。

○副市長（鈴木典之） お答えいたします。

いわゆる保護者の方とお子さんが一緒に使えるところで、おむつを替えたりですとかそういうことができるということです。

以上です。

○議長（馬場 衛） 竹内祐子さん。

○14番（竹内祐子） 多目的トイレのような、そういう広いスペースのところですね、分かりました。

新所幼稚園の改修については、時間もあつたのでしっかりと検討されてきていると思いますので、皆さんが使い勝手のよいようにしていただければいいし、もう一点心配なのは、遊具を新所自治会さんのほうで使っていただけるといいなということが課題になってたと思うんですけど、その部分は伺ってもいいですか、分かっている範囲でお願いします。

○議長（馬場 衛） 鈴木副市長。

○副市長（鈴木典之） 現在、園庭にある遊具のことですね、そちらにつきましてはかなり老朽化が進んでるということもありまして、移設するということも考えましたけども、ちょっと老朽化もして無理だということですので、一応撤去するという予定でございます。

○議長（馬場 衛） 竹内祐子さん。

○14番（竹内祐子） 分かりました。

以上で終わります。

○議長（馬場 衛） 以上で、14番 竹内祐子さんの質疑を終わります。

続いて、18番 二橋益良君の発言を許します。

〔18番 二橋益良登壇〕

○議長（馬場 衛） 18番 二橋益良君。

○18番（二橋益良） 18番 二橋益良。まず歳入のほうから質疑をさせていただきます。

19款1項17目の、今回、森林環境基金からの繰入れということで、大きくは4本ぐらいある事業の5,432万円の事業に対する2,000万円の繰入れと、こういうことだと思いますけども、この用途の妥当性ってというか、この事業に妥当性があるかどうか、お願いいたします。

○議長（馬場 衛） 登壇して答弁をお願いします。産業部長。

〔産業部長 太田英明登壇〕

○産業部長（太田英明） お答えをします。

松くい虫防除のための伐倒駆除、樹幹注入への森林環境基金の繰入れにつきましては、国では森林整備の一つの取組として松くい虫被害防除の活用ができるというふうにされております。また、県内他市町でも活用事例があるほか、静岡県にも用途について問題がないというふうに確認できたため、今回、補正予算として計上させていただきました。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 二橋益良君。

○18番（二橋益良） 基本的には、人工的に手の加えられた森林をというのを対象だと思いますけども、今回の件につきましては大半が植林をした樹木だということで、多分そういう判断ではないかなと思います。

それで、やはりそうした森林の育成が本来の目的なものですから、この育成に関してはどのようにお考えですか。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） お答えします。

育成といいますと、松の育成というよりも森林とか全体の育成みたいな形でよろしいですか。

今回、森林環境基金を使うに当たり、本来、議員がおっしゃるとおり、森林育成ということで例えば

湖西連峰であるとか、そういったところにも活用を考えたか、今後になるかと思いますがそういったところも活用の検討の一つでありました。

ただ、今回松くい虫被害が大変ひどいということがありまして、先ほど市全体でこの松くい虫対策ということを考えまして、先ほど都市整備部長も申し上げましたが、河川のほうについてはそちらの部局、それからまた後々、文化観光課であるとか産業振興課のほうでもこの松くい虫ということで市全体で考えました。

こちらについては国のほうの、先ほど言ったように活用事例ということもありますし、県内でそういった活用もあったもんですから、そちらのほうに活用させていただいたということでございます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 二橋益良君。

○18番（二橋益良） 分かりました。

それではその次の歳出のほうの6款2項1目、これは先般、質問がありましたもんですから内容については結構なんですけども、ちょっと聞きたいのはこの工事内容でどれだけの効果があるか、あるいは全体的に見てこの事業が何割っていか、どのぐらいの程度で進捗していくものか、ちょっとお聞きします。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） お答えをします。

こちらについては、まず浜名保全林につきましては市が関係してるところ全て行う予定です。道路河川につきましても、今被害を受けてるところは全てやるということで、また後ほどですが新居弁天地区のほうも今回行うということで、またそのほかに県が行う、持っているところがございます、県また東大演習林というところで東大が管理をしている場所もありますので、そちらについて連携をして、まずは被害の拡大を予防するというところで進めております。薬剤の散布についても、今後検討を進めているところがございます、何割抑制できるかということがなかなか難しいですけども、できるだけ被害を食い止めたかというところでございます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 二橋益良君。

○18番（二橋益良） 今こちらの担当課のほうの所管での310本、この本数というのは全体から見たらどのぐらいなんですか。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） お答えします。

浜名保全林区域内では全てです。310本ということで全てなんですけども、全体、海岸林全てっていうような形ですかね、そうすると本当にまだ何割程度というのがちょっと今の手持ちではございませんが、被害が、松くい虫というのが松被害で枯れてしまった場合については、これから薬剤などを投入して、被害を食い止めるというようなのが予防としてこれから考えて、そこは全域、薬剤散布をするような形になりますので、まずは止めて、ただ松くい虫で切っていないところがまだありますので、そちらについては順次、予算をつけて被害があったについては伐倒していくというような形になるかと思っております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 二橋益良君。

○18番（二橋益良） この保全林に関しては、東大とかあるいは県との歩調を合わせながらやらないと、お互いばらばらだとなかなか効果が上がらないということで、そこら辺のすり合わせをぜひお願いしたいと思っております。

それでは次。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○18番（二橋益良） 7款1項3目、今説明していただいたもんですからあれなんですけども、この工事内容と期待できる効果ということで、今御説明していただいたのが全てかな、どうですか。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） 工事の内容につきましては、海水浴場エリアの枯れ松が20本と、今現在、整備を進めています浜名湖パークビレッジのエリアで枯れ松が29本ございまして、49本を伐倒するものになります。

期待できる効果としては、伐倒駆除をすることで松くい虫被害が抑制できるということでございます。

また、新居弁天公園については来春、浜名湖パー

クビレッジがオープンし、多くの方でにぎわう観光拠点になると思われしますので、倒木のおそれがある枯れ松の伐採をして、景観もよくなるということがありますし、ここを訪れる皆さんが安全に楽しんでいただけるものというふうと考えております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 二橋益良君。

○18番（二橋益良） ここで一つ引っかかるのは、やっぱり今度、これから事業を展開していく公園整備、要するに整合性が取れるような伐採をしていかないと、余分な木を切るような形になってしましますもんですから、またそこら辺のことはよろしくお願ひしたいと思います。

あと、歳出の8款2項2目につきましては、説明がございましたもんですから、あとは費用対効果、効果についてはなかなか一口では言えませんし、また今後も引き続き、この補正だけに限らずやっていかなきゃならない大きな問題だと思います。撤回をさせていただきます。

それから、次の8款3項1目、これも同じ理由で撤回させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それじゃあ、ありがとうございます。

○議長（馬場 衛） 以上で、18番 二橋益良君の質疑を終わります。

続いて、6番 加藤治司君の発言を許します。

〔6番 加藤治司登壇〕

○議長（馬場 衛） 6番 加藤治司君。

○6番（加藤治司） 歳出の2款1項11目ですけども、1,375万円、システム改修費の内訳を伺います。

○議長（馬場 衛） 登壇して答弁をお願いします。企画部長。

〔企画部長 安形知哉登壇〕

○企画部長（安形知哉） お答えをいたします。

システム改修費1,375万円の内訳につきましては、マイナンバー法改正に伴う住民基本台帳システムの改修委託費が803万円、森林環境税の創設に伴う個人住民税システムの改修委託費が572万円となります。

住民基本台帳システムの改修につきましては、戸

籍システムに記載をされております振り仮名を住民基本台帳へ取り込んで、マイナンバーカードへ記載するような改修になります。

個人住民税システムの改修につきましては、課税業務として森林環境税を賦課・徴収できるように改修をするものでございます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 加藤治司君。

○6番（加藤治司） ちょっと私の聞きたかったのは、システム改修しますよね、そうすると改修業者に改修を依頼しますよね、そうするとどんな形でその見積りの概要が上がってきて、それをどの部署の誰が妥当かどうかをやってるんですか、そういうことをお願ひしたい。

○議長（馬場 衛） 企画部長。

○企画部長（安形知哉） お答えをいたします。

まず見積りの内容につきましては、やはりなるべく詳細な見積りを取れるように求めています。やっぱりシステムの構築に関して、SEさんの人工、実際に何人の方がどういう工数をかけてやるかというようなものを見積書としては徴取を求めています。

それとあと、その内容につきましては今回も12月の補正でシステム改修、DX推進課以外にも何件か出させてもらっておりますが、ルールがちょっとありまして、それぞれの個別業務については担当課でシステムの見積りなんかやる形になっております。

今回、DX推進課でやらせてもらってるのは、全般的に市のほうでパッケージシステムを取っております。パッケージとなりますと全庁的にまたがるもんですので、そういうものについてはDX推進課を取り扱うというようなルールがあるわけなんですけど、やはり見積りが出てきたときに、担当課のほうはやはり業務内容であったり制度改正については一番御存じですので、まずはその内容については担当課のほうで把握をしてもらう、それとあとDX推進課のほうについては技術的な支援であったりいろんな相談、あとは例えば実際にスケジュール的なものであったり、そういうのもお互いに相談をしながら、あとは業者さんとも相談をして、それが適正な見積りかどうかというふうな形で、ちょっと判断をさせ

てもらってるというような形になっております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 加藤治司君。

○6番（加藤治司） 概要は分かりました。一般質問じゃないもんですから1つだけ聞きますけど、これ見積りの承認は最終的に誰が行うんですか。

○議長（馬場 衛） 企画部長。

○企画部長（安形知哉） お答えいたします。

こちらについては金額等もございまして、それぞれの担当部署、所属長、あとは決裁、専決規程によりまして金額によってそれぞれの最終の責任者が決まっておるというような状況になります。

以上です。

○議長（馬場 衛） 加藤治司君。

○6番（加藤治司） 担当所属長の方が承認するだけの経験と力を持ってれば、理解力を持っていただくことを期待しています。

じゃあ、次に行きます。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○6番（加藤治司） 債務負担行為の中で、小学校指導用教科書購入費用2,168万円の積算根拠を伺います。

○議長（馬場 衛） 教育次長。

○教育次長（鈴木啓二） お答えします。

令和6年度から使用します小学校の教科書が改訂されます。こちらは4年に1回の改訂になります。小学校教師150人分の教科書と、各学年への指導書を購入するものです。

内訳は13教科、約1,000冊のデジタル教科書も含めた指導書に2,096万8,000円、それから約1,700冊の教科書に予備分も含めまして71万2,000円を計上しています。

以上です。

○議長（馬場 衛） 加藤治司君。

○6番（加藤治司） 今の御説明ですと、指導用の資料、1,000冊で大体2,000万円強ですけども、1冊当たりになると大体2万円という価格になるんですけども、それをどのように判断しておられますか。

○議長（馬場 衛） 教育次長。

○教育次長（鈴木啓二） お答えします。

教科によって安いものから高いものがあるわけなんですけど、大体、今議員おっしゃられたように平均しますと2万円なんですけど、高額なものと例えば算数で9万7,000円ぐらい、ワンセットという考えなんですけど、安いものになりますと数千円というものがあります。

以上です。

○議長（馬場 衛） 加藤治司君。

○6番（加藤治司） 中身はよく分からないもんですから基本的な質問しかないですけど、4年に1回改訂になって、そのたびにやっぱり同じような額が支払われるとすると、そんなに大きく変わるんじゃないと思うんですけどもそこら辺の、最後に1個だけ。そういう状況の中でのさっきの言った、例えば算数だと10万円近く、そういうものはどのように思われますか。

○議長（馬場 衛） 教育次長。

○教育次長（鈴木啓二） お答えします。

義務教育諸学校の教科用図書に関する法律というものがございまして、原則として教科書を4年ごとに採択し、使用することが定められております。その教科の指導に当たっては、やはり先生方が使用する指導書というものがどうしても必要になってくるものですから、そこは必要な経費かなと考えております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 加藤治司君。

○6番（加藤治司） 時間もあまり長くなっちゃいますから、以上で終わります。

○議長（馬場 衛） 以上で、6番 加藤治司君の質疑を終わります。

ここで暫時休憩と致したいと思います。再開は14時15分、14時15分とさせていただきます。

午後2時04分 休憩

午後2時15分 再開

○議長（馬場 衛） 休憩を解いて会議を再開いたします。

続いて、3番 寺田 悟君の発言を許します。

〔3番 寺田 悟登壇〕

○議長（馬場 衛） 3番 寺田 悟君。

○3番（寺田 悟） 3番 寺田 悟です。通告に従って、質問させていただきます。

1つ目、2款1項8目交通安全対策費についてですが、これについては先輩議員の方が質問くださり、その答弁で撤去理由とその経緯についてはよく分かりました。

1点、確認だけさせてください。今回、県道に設置されている基礎ということなのですが、これは市内企業が県の許可を受けて県道に設置した防犯灯を湖西市に寄贈し、湖西市が管理していたため、撤去費用を県ではなく湖西市が負担しなければならないということでしょうか。

○議長（馬場 衛） 登壇して答弁をお願いします。危機管理監。

〔危機管理監 山本健介登壇〕

○危機管理監（山本健介） お答えいたします。

議員お見込みのとおり、企業から市が寄附を受けておりますので、その時点で市の所有物となっておりますので、市が撤去すべきものだと考えております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 寺田 悟君。

○3番（寺田 悟） ありがとうございます。よく分かりました。

では、2つ目へ行かせていただきます。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○3番（寺田 悟） 6款2項1目林業振興費ですが、これについても松くい虫のことで先輩議員の方々が質問されているので、おおむねのことは分かりましたけども、これについて確認の意味でお願いいたします。

概要のほうに浜名保全林区域内の松くい虫被害に遭った松を伐採するため、工事請負費を計上とありますが、当初予算でも松くい虫被害防止の薬剤散布及び枯れ木伐採費用を含め約1,850万円が計上されていまして。さらに、ここに1,200万円もの高額な追加補正をして、合計3,050万円が必要になったその要因をお伺いします。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） お答えをします。

令和5年度の森林保護対策事業の全体の予算としては1,800万円を計上しております、そのうち松くい虫の被害防除対策としましては、毎年度行っていますけども松くい虫防除薬剤散布の業務委託による地上散布、ここは約200万円、それに被害松の伐倒駆除が200万円ということで、合計400万円に対しては松くい虫被害の防除対策ということで予算計上しているところです。

今回の補正予算につきましては、本年9月に事業者によりまして浜名保全林区域内の松くい虫被害調査を行いまして、310本の被害を受けたというような報告を受けております。今回、被害の拡大をまとめるということで、補正予算を増額をして被害木全ての伐倒駆除をするというものでございます。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 寺田 悟君。

○3番（寺田 悟） 当初の予想していたよりも、はるかに被害が多かったという理解でよろしいでしょうか。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） そのとおりです。

○議長（馬場 衛） 3番 寺田 悟君。

○3番（寺田 悟） 先日、白須賀から新居弁天にかけて、沿岸の被害状況を確認してきましたが、新居弁天に近づくほど立ち枯れした松が多くなり、被害の大きさに驚きました。松くい虫被害は当市だけでなく、隣の浜松市も大変な被害を受けていると聞いています。伐採に係る人件費だとか、燃料等の高騰もあり、高額な追加予算になったことだと思いますが、松くい虫被害防止の薬剤散布や樹幹注入等、これまでの被害防止対策に期待できる効果がなかったということでしょうか。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） お答えをします。

これまでも薬剤散布につきましては行っておりますし、被害防除、浜名保全林のところの枯れ松については伐倒駆除等をしてはございましたけども、予想をはるかに超えたスピードで松くい虫があるということで、先ほども申したのですけども国、東大演習林、

またそれから静岡県、また湖西市ということで広域的にこちらのほうに対応したいということで、協議もさせてもらってどれがいいかというような、今例えば薬剤散布でありますと地上からの薬剤散布を行っておりますが、それが本来いいのかどうかということで今協議もさせてもらっています。

できるだけ、この松くい虫の被害を食い止めたいということで、今回、補正予算として計上させていただきます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 寺田 悟君。

○3番（寺田 悟） ありがとうございます。今後、松くい虫被害が収まらなければ、浜名保全林区域、それから旧の東海道や河川沿いの松並木、新居弁天公園などを含めると毎年総額5,000万円を超える高額な対策費がかかることとなります。

歴史的景観として、残す必要がある重要な場所は保存すべきだと考えますが、それ以外の場所については今後、発想の転換による有効な対策が必要であることがよく分かりました。

以上でこの質疑を終わります。

次へ行きます。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○3番（寺田 悟） 次、3番目ですが、債務負担行為のところ、表中の水産施設整備事業の内容で、浜名漁協新居支所の製氷機の修繕に対する補助についてということで説明を受けておりますが、この負担割合をお伺いします。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） お答えをします。

浜名漁協の新居支所にあります製氷機の修繕に対する補助につきましては、湖西市水産施設整備事業費補助金によりまして、事業費のうち既存の氷を破碎する機械のモーターがあるんですけども、その処分費を除きまして費用の3分の1を補助するものでございます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 寺田 悟君。

○3番（寺田 悟） 市の負担が3分の1で、計上されてるのが81万5,000円ということは、総額で244

万5,000円、漁協の負担は163万円ということでしょうか。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） 機械につきましては、製氷機のほうが保険に入っております、保険で一部を補填いただけるということで、その残った分、今議員がおっしゃりました約240万円程度の3分の1を補助するというような形になっております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 寺田 悟君。

○3番（寺田 悟） 水産施設整備事業で、県、市受益者の三者負担の補助金制度があると聞いておりますがこの基準、県の補助額、これは幾ら以上が対象になるのでしょうか

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） 基準になりますのは300万円以上の機械設備になります。

以上です。

○議長（馬場 衛） 寺田 悟君。

○3番（寺田 悟） ありがとうございます。

今回は金額が300万円以上にならなかったのも、市と受益者負担ということでよく分かりました。ありがとうございます

じゃあ、最後に。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○3番（寺田 悟） 最後に債務負担行為補正についてですが、鷺津跨線人道橋橋梁補修工事に伴うJRの委託業務で、橋梁塗料に鉛が含まれていたことが判明し、剥離工程における飛散防止のために追加工事が必要になったとの説明を受けましたが、当初、限度額6,800万円時点でも通常の飛散防止対策費は含まれていたものと考えますが、限度額9,000万円に増額して2,200万円かけて行う高額な飛散防止対策と通常の飛散防止対策との違いを教えてください。

○議長（馬場 衛） 都市整備部長。

○都市整備部長（小倉英昭） お答えいたします。

一般的に工事現場の足場で目にする覆いというのは、足場の外側に設置されまして、落下物に対する安全対策や騒音を軽減し、周辺環境に配慮するためのもので、メッシュであったりシート素材のもの

が多く使用されております。よって、作業箇所を完全に覆ってしまうことはしておりません。

今回の場合には、有害物質を含む塗料を周囲に飛散させないよう防護し、剥離後の廃棄物を完全に改修する必要があるため、ベニヤ板等で完全に覆うというものになっております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 寺田 悟君。

○3番（寺田 悟） JRの委託業務とありますが、市がJRへ委託し、JRが工事を行うということでよろしいのでしょうか。

○議長（馬場 衛） 都市整備部長。

○都市整備部長（小倉英昭） JRに委託してJRが工事というものです。

以上です。

○議長（馬場 衛） 寺田 悟君。

○3番（寺田 悟） そうすると、補修工事全般的にJRが行うということではよろしいのですか。

○議長（馬場 衛） 都市整備部長。

○都市整備部長（小倉英昭） 橋梁自体の今回の補修工事というものは、市が発注をして市の裁量で工事をするものでして、JRにお願いしたものというのは、線路の上の要は架設、足場を組んだり今回の覆いを設置する費用、それと橋梁の補修完了後に、その仮設を撤去するというものをJRにお願いしております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 寺田 悟君。

○3番（寺田 悟） そうすると、JRは密閉工事、塗装の飛散防止の密閉工程とその後の撤去作業ということで、工事自体はまた市が別で発注入札ということですか。

○議長（馬場 衛） 都市整備部長。

○都市整備部長（小倉英昭） そのとおりでございます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 寺田 悟君。

○3番（寺田 悟） 今回の補正予算と別に、さらに工事費が必要になるということがよく分かりました。

一日も早い補修工事の完全完了と鷺津駅北部、表鷺津地域の住民の方をはじめ、利用者、皆様の安全・安心な利用再開を願っております。

以上で終わります。

○議長（馬場 衛） 以上で、3番 寺田 悟君の質疑を終わります。

続いて、9番 福永桂子さんの発言を許します。

〔9番 福永桂子登壇〕

○議長（馬場 衛） 9番 福永桂子さん。

○9番（福永桂子） 9番 福永桂子です。

歳入の18款1項8目についてお聞きいたします。

どのような性格の寄附金か、伺います。

○議長（馬場 衛） 登壇して答弁をお願いします。都市整備部長。

〔都市整備部長 小倉英昭登壇〕

○都市整備部長（小倉英昭） お答えいたします。

花のリレープロジェクトを推進しております「浜松いわた信用金庫」様より、寄附をいただける予定でございます。

花のリレープロジェクトとは、地域活性化を図るため、天竜浜名湖鉄道の敷地を地域の皆様に開放し、愛情をもって花を植え育てていただく活動を展開することで、地域と天浜線の絆を築き、沿線住民の鉄道利用につなげようとするものでございます。

天浜線の各駅では、2018年からこのプロジェクトを活用した緑化事業が進められており、今回は株式会社デンソー様から地域貢献の一環として、アスモ駅前の緑化事業を行いたい旨の相談があり、市といたしましても天浜線の利用促進に寄与するものと考え、このプロジェクト実施のための寄附を受け入れるとしたものでございます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 福永桂子さん。

○9番（福永桂子） 分かりました。この寄附金によって湖西市に何らかの責務とか、またこれだけやらなければならない業務っていうふうなものが振り分けられてくるのでしょうか。

○議長（馬場 衛） 都市整備部長。

○都市整備部長（小倉英昭） うちのほうの業務としましては、まず寄附をいただける方であったり、

○議長（馬場 衛） 福永桂子さん。

○9番（福永桂子） ちょっと細かいことになるかもしれないんですけども、この補助金のチラシが前期と後期に分けられているんですけども、これは予算どきに既に配付されたチラシでしょうか、両方も。それとも一つ、補助率及び補助限度額というところに、前期はオンライン出展は5万円と明記があるんですけども、後期に至っては明記がないんですけども、この2点をちょっとお聞きしたいです。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） 少しお時間をいただきたいと思います。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） お答えをします。

制度自体は変わってるものではありませんで、記載漏れでございました。すみません。企業のほうにはしっかり伝えてございますので。

○議長（馬場 衛） 福永桂子さん。

○9番（福永桂子） 分かりました。うまく皆さんが利用してくださればいいです。

では、次へ行きます。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○9番（福永桂子） 歳出の10款4項1目です。備品購入費の内容を伺います。

○議長（馬場 衛） 教育次長。

○教育次長（鈴木啓二） お答えします。

鷺津幼稚園にありますブランコについてですが、そのブランコの座る部分、椅子の部分と持ち手のチェーンの部分、そちらのほうが腐食しているということで、台数は6台分、その座る部分とチェーン6台分の買換えを行うものです。

以上です。

○議長（馬場 衛） 福永桂子さん。

○9番（福永桂子） 内容については分かったんですけども、補修や取替えの遊具の耐用年数ってどうなってる、耐用年数が来たからするのか、それともどのような点検でこのような判断が下されたんでしょうか。

○議長（馬場 衛） 教育次長。

○教育次長（鈴木啓二） お答えします。

遊具につきましては、毎年、年4回専門業者による点検を行っております。今回の遊具、7月に点検を行ったものになるわけなんですけど、C判定というものが出ておまして、そのC判定とは修理が必要という結果でありました。ということで、まず園児の安全・安心を確保するという意味で、当初予算を待つことなく、今回、補正での対応をお願いしたいと考えております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 福永桂子さん。

○9番（福永桂子） 園児のためにというお言葉があったんですけども、やっぱり遊具は子供たちの命に関わることだと思うんです。遊具で修理が行き届かなくて、けがをしたり亡くなったりする園児もいます。そういう意味において、メンテナンスはライフサイクルコストの中に予防補修の観点を取り入れて、当初予算で組み込む必要性も出てきているのではないかなと考えますけれども、それに対してはどう思いになりますか。

○議長（馬場 衛） 教育次長。

○教育次長（鈴木啓二） お答えします。

毎年、当初予算ですとある程度、1年間の修繕等を見込んでの当初予算を、修繕料なんか積み上げて要求して確保しているわけなんですけど、確かに議員おっしゃるとおり、計画修繕なんかできれば理想だとは思いますが、なかなか施設もかなり老朽化しているということで、追いついていない現状ではありますが、少しでも園児、それから学校のほうもそうなんですけど、そういった面はしっかりと予算のほうを確保してまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（馬場 衛） 福永桂子さん。

○9番（福永桂子） 分かりました。今回の場合、本当にちょっと素人が目で見ても、分かるような感じの修繕になってるとは思うんです。なので、やはり予防補修という考え方をに入れて、財源を組んでいただきたいなと思います。

これで私の質問は終わります。

○議長（馬場 衛） ただいまの福永議員の答弁の

修正があるそうですので、産業部長、登壇して答弁をお願いいたします。

〔産業部長 太田英明登壇〕

○産業部長（太田英明） すみません、先ほど販路拡大の補助金の中で、特定のある企業名を申しまして、市内企業でバイオエタノールっていうランプがあるんですけど、ブラシーネというようなそういったものとか関東のほうに展示などさせていただきまして、大変効果があったと思います。

先ほど企業名を申し上げて、取り消さしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（馬場 衛） 福永桂子議員、よろしいですか。

○9番（福永桂子） はい、分かりました。

○議長（馬場 衛） 以上で、9番 福永桂子さんの質疑を終わります。

続いて、13番 佐原佳美さんの発言を許します。

〔13番 佐原佳美登壇〕

○議長（馬場 衛） 13番 佐原佳美さん。

○13番（佐原佳美） 13番 佐原佳美でございます。

同じく議案第108号、補正予算のところ歳出の4款1項2目地域医療対策費の休日等医療体制支援事業協力金114万円の配分内訳をお願いいたします。

○議長（馬場 衛） 登壇して答弁をお願いします。健康福祉部長。

〔健康福祉部長 袴田晃市登壇〕

○健康福祉部長（袴田晃市） お答えをいたします。

本年度も年末年始における新型コロナウイルス感染症と、季節性インフルエンザ等感染症の同時流行が懸念されておりまして、発熱患者への対応により医療逼迫することが考えられております。

そのため、通常診療が休診となります12月29日から翌年1月3日までの6日間における発熱診療体制強化のための経費となります。

内訳といたしましては、発熱専門外来を開設していただける診療所、1日1診療所に対して1日につき7万円、6日間で42万円を、同期間内の休日診療と発熱専門外来を開設していただける診療所のお薬が必要になりますので門前薬局に対して1日3万

円、6日間の2薬局36万円を、また市立湖西病院が救急外来とは別に開設する発熱外来に御協力いただける浜名医師会の医師に対し、1日4時間の勤務で1時間当たり1万5,000円、6日間で36万円の合計114万円を計上させていただきました。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 佐原佳美さん。

○13番（佐原佳美） 分かったんですけど、全部書き切れなかったんです。分かったところは、立ちながら聞いちゃまずいもんね、一回一回座らないといけないですね、じゃあ一個一個やりますかね。

発熱外来1日7万円の6日間42万円は分かりました。門前薬局1日3万円の200局あると言いましたかね。

○議長（馬場 衛） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（袴田晃市） もう一度御説明をさせていただきます。

まず、診療所につきましては1日1診療所、1日につき7万円の6日間で42万円、それから同期間内の休日診療と発熱専門外来を開設していただける診療所の門前薬局、診療所の前にある薬局、こちらに対しては1日3万円、6日間の2薬局、2つの薬局になります。で36万円。市立湖西病院が救急外来とは別に開設いたします発熱外来に御協力いただける浜名医師会の医師に対し、1日4時間、1時間当たり1万5,000円、6日間で36万円の合計114万円となります。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 佐原佳美さん、よろしいですか。

○13番（佐原佳美） すみませんでした。分かりました、ありがとうございます。

では、次に行きます。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○13番（佐原佳美） 歳出、同じ4款1項2目疾病対策費です。健康被害救済制度給付金108万円は、新型コロナワクチン接種による健康被害者の医療費及び医療手当支給の交付金とのことですが、医療手当とは何か、人数などの内訳をお願いいたします。

○議長（馬場 衛） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（袴田晃市） お答えをいたします。

医療手当とは、入院・通院に必要な諸経費とお考えいただければと思います。月単位で支給される手当となります。

支給額は、入院・通院の時期または入院・通院の月ごとの日数により異なりますが、3万5,000円から3万7,800円となります。

人数につきましては、新型コロナワクチン接種による健康被害が国より認定された医療費及び医療手当の支給対象となっている2名となります。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 佐原佳美さん。

○13番（佐原佳美） 分かりました、ありがとうございます。

では次の歳出、7款1項1目商工業振興対策費は取下げます。

では、次の同じ歳出の7款1項1目モノづくり推進費の、先ほど先輩議員の答弁がありましたけれどもちょっと書き切れなかったので、中小企業DX推進支援補助金を160万円増額するが、事業概要と申請数、増加見込数をすみませんがもう一回お願いいたします。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） お答えをします。

補助対象が2つございまして、1つはソフトウェアの購入費やクラウドサービス利用費など、デジタル技術そのものに対する補助で補助率は2分の1、上限額は20万円となっております。

もう一つは、IT人材と中小企業のマッチングを行うサービスの利用料やIT人材に支払う報酬など、IT人材の確保に関連をする補助で補助率は10分の10、上限額は10万円となっております。

現在は14件、約200万円の申請をいただいておりますけれども、今後の見込みとして既に5件の相談をいただいているほか、さらに3件出てくるということ想定をして、合計8件ということで見込んでおります。当補助金の上限額が20万円であるため、8件で160万円と算出したものでございます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 佐原佳美さん。

○13番（佐原佳美） 既に14件はもう当初予算で済んでいて、今これから8件ありそうだと、それでソフトウェアは20万円、上限の2分の1だから10万円で、マッチングとか人材確保は10分の10で10万円だから両方とも10万円で、両方とも10万円で8を掛けると80万円じゃないかと、私の計算になっちゃうんですけど何が160万円、すみませんちょっとその説明を。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） お答えをします。

デジタルのソフトウェアの購入費とかクラウドサービス利用費、デジタル技術を補助するというものは、補助率は2分の1なんですけども上限額、その20万円が上限額になってるものですから、今回の補正予算につきましてはその20万円の、そちらのほうを8件あるということで見込んで予算計上したところですよ。

以上です。

○議長（馬場 衛） 佐原佳美さん、よろしいですか。

○13番（佐原佳美） 分かりました、2分の1にした上限が20万円だということで、計算は分かりました。

では、次に行きます。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○13番（佐原佳美） 歳出の8款4項1目公共交通推進費です。花のリレープロジェクトを実施する委託料とのことですが、300万円の内訳をお願いいたします。

○議長（馬場 衛） 都市整備部長。

○都市整備部長（小倉英昭） お答えいたします。

今回の委託は、天竜浜名湖鉄道へ工事委託を予定しております。アスモ駅前において、鉄道の敷地内に花壇を設置しようとするものでございます。

内訳としましては、掘削や土留め柵の設置、植栽用の土を入れたりするいわゆる土木工事に約170万円、植栽や施肥などの作業に80万円、これらに加え、作業中の安全管理に要する費用であったり諸経費であったりするものが約50万円、合計300万円でございます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 佐原佳美さん。

○13番（佐原佳美） 分かりました。300万円の花壇ってどんな花壇なんだろうって思っていたんですけど、じゃあ面積はどのくらい広いんですか。

○議長（馬場 衛） 都市整備部長。

○都市整備部長（小倉英昭） 延長が50メートル、幅2メートル程度と今聞いております。

場所は天竜浜名湖鉄道のアスモ駅前、アスモ駅前の踏切を御存じですか、あそこ。天浜線のホームに上がっていく通路があるんですけども、その右側といいますか北側、デンソーさんのフェンスに沿ったところになります。

以上です。

○議長（馬場 衛） 佐原佳美さん。

○13番（佐原佳美） 分かりました。デンソーさんの寄附により、快適な通勤ができるということで分かりました。

では次。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○13番（佐原佳美） 歳出の9款1項5目、先ほど同僚議員がお聞きしたんですけどもちょっとまたすみません、聞き漏らしというか。経緯は分かりました。経費の内訳、あと会議の実施回数も分かりました。ちょっと経費の内訳のほうをお願いいたします。

○議長（馬場 衛） 危機管理監。

○危機管理監（山本健介） お答えいたします。

では経費の内訳を答えさせていただきます。

増額する委託料の内容でございますが、今回、実施回数を増やしたことに伴う人件費、まず人件費が110万5,000円、110万5,000円、それから旅費や印刷製本費などの諸経費、こちらが173万3,000円、173万3,000円となっております。

以上であります。

○議長（馬場 衛） 佐原佳美さん。

○13番（佐原佳美） 分かりました。私も人件費が110万5,000円とかすごい高いんだとか、全体の経費を見ても委託料は高いんだなって思ってたんですけど、私はいろいろな行事があって、これは参加で

きる対象者が民生委員だとか子育て世代とかって対象者が決められていたのですが、傍聴に行こうと思えば行けたと思うんですけど、あいにく参加できなかったんですけど、参加したある民生委員さんからお聞きしたら、ここに入っていたいただいた委託業者さんが、ワークショップのときに本当に素人っていうか、最初、先ほどみんな同じ知識の下でこの会を進めるために時間を割いたっていうお話もありましたけど、本当にすごい上手だし分かるということで、そういうプロ中のプロのような方たちにやっていただくなら、人件費は高くても仕方がないということで納得しました。

ありがとうございました。以上です。

○議長（馬場 衛） 以上で、13番 佐原佳美さんの質疑を終わります。

続いて、2番 山本晃子さんの発言を許します。

〔2番 佐原佳美登壇〕

○議長（馬場 衛） 2番 山本晃子さん、どうぞ。

○2番（山本晃子） 2番 山本晃子でございます。

3款2項1目について質問させていただきます。新居小学校放課後児童クラブの施設運営に必要な備品購入とは、具体的にどのようなものを購入されるのでしょうか、お願いします。

○議長（馬場 衛） 登壇して答弁をお願いします。教育次長。

〔教育次長 鈴木啓二登壇〕

○教育次長（鈴木啓二） お答えします。

新居小学校放課後児童クラブの新設に伴いまして、90人分のロッカー、靴箱、それから具合が悪くなった児童を休ませるための静養室のエアコン2台、それから受付用のL字カウンター2台を購入しようとするものです。

補正額の内訳につきましては、ロッカー、靴箱、L字カウンターが設置費込みで301万1,000円、エアコン2台が設置費込みで35万9,000円です。

以上です。

○議長（馬場 衛） 山本晃子さん。

○2番（山本晃子） ありがとうございます。机、椅子などが入っていないようなんですが、こちらは当初予算に含まれているのでしょうか。

○議長（馬場 衛） 教育次長。

○教育次長（鈴木啓二） 議員おっしゃるとおりです。机、椅子、冷蔵庫などは当初予算で計上しております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 山本晃子さん。

○2番（山本晃子） 承知いたしました。あと、こちらの購入に当たっては、現場の声を聞いていただいた上でということの理解でよろしいですか。

○議長（馬場 衛） 教育次長。

○教育次長（鈴木啓二） お答えします。

今回、新居小学校の児童クラブは今建設中なんです。岡崎小学校でも以前建てて、今運用しております。そこを見ながら同じような備品、必要なものとかもう分かっておりますので、そちらのほうを準備をさせていただくものになっております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 山本晃子さん。

○2番（山本晃子） 承知いたしました、ありがとうございます。

では、次に行かせていただきます。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○2番（山本晃子） 3款3項1目、こちらは取下げさせていただきます。

○議長（馬場 衛） 続けてください。

○2番（山本晃子） 4款1項2目です。こちらは先ほど3件というお答えを理解いたしました。ただ、健康被害救済制度給付金の認定者というのは、3件だったかと記憶しているんですが、これは次の予算ということになりますでしょうか。

○議長（馬場 衛） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（袴田晃市） お答えいたします。

この予算を取らせていただいているのは、お二人分になります。この2名というのは、現在まだ通院をされている方になります。一般質問等で答弁をさせていただきました3件のうち1件の方は、すみません、お亡くなりになられておまして医療がありませんので、そちらは葬祭費のみの国からの支給という形になります。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 山本晃子さん。

○2番（山本晃子） 承知いたしました、ありがとうございました。

そうしましたら、以降は先ほど確認させていただいておりますので、取下げさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（馬場 衛） 全て取下げということで。

○2番（山本晃子） はい、全て。

○議長（馬場 衛） よろしいですか。

○2番（山本晃子） はい、ありがとうございます。

○議長（馬場 衛） 以上で、2番 山本晃子さんの質疑を終わります。

続いて、1番 相曾桃子さんの発言を許します。

〔1番 相曾桃子登壇〕

○議長（馬場 衛） 1番 相曾桃子さん、どうぞ。

○1番（相曾桃子） 1番 相曾桃子です。

同じく議案第108号のところの歳出10款2項1目のところで、先輩議員のほうで内容のほうは分かったのですが、関連して何ですけれども、購入した機器の維持管理のほうは誰が行っていくのかをちょっと教えてください。

○議長（馬場 衛） 教育次長、登壇して答弁をお願いします。

〔教育次長 鈴木啓二登壇〕

○教育次長（鈴木啓二） お答えします。

網戸の取替えやフィルターの取替えなどは、日常のメンテナンスや軽微な修繕、こちらのほうは学校の用務員さんであったり、教育総務課が任用いたします修繕員さんにやっていただく、今もそのような対応をしていますがこれからもそのような対応をしたいと考えておまして、先生方には負担をかけない形で考えております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 相曾桃子さん。

○1番（相曾桃子） ありがとうございます。内訳を見ますと、大型の送風機などもありますので、どうしてもメンテナンスを、お掃除したりしなきゃいけないということになりますと、誰がするのかというところが。用務員さんであればいい、いいっていう言い方は悪いんですけども、教員の先生が休み

時間のうちにやるとか、一般質問でも教員はとでも多忙で忙しい、生徒も忙しいっていうふうに聞いていますので、購入してその後のメンテナンスに本来の業務の負担になるようなことにならないか、ちょっと心配したので質問させていただきました。

以上で終わります。

○議長（馬場 衛） 以上で、1番 相曾桃子さんの質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第108号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第108号は原案のとおり可決されました。

○議長（馬場 衛） 日程第15 議案第109号 令和5年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員

会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第109号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第109号は原案のとおり可決されました。

○議長（馬場 衛） 日程第16 議案第110号 令和5年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第110号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第110号は原案のとおり可決されました。

○議長（馬場 衛） 日程第17 議案第111号 令和5年度湖西市公共下水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第111号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第111号は原案のとおり可決されました。

○議長（馬場 衛） 日程第18 議案第112号 令和5年度湖西市水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第112号について採決をいたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第112号は原案のとおり可決されました。

○議長（馬場 衛） 日程第19 議案第113号 令和5年度湖西市病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。

10番 菅沼 淳君の発言を許します。

〔10番 菅沼 淳登壇〕

○議長（馬場 衛） 10番 菅沼 淳君。

○10番（菅沼 淳） 10番 菅沼 淳でございます。よろしくお願いいたします。議案第113号 令和5年度湖西市病院事業会計補正予算（第1号）についてお伺いをいたします。

収益的支出における人事院勧告に伴う人件費は、1,941万1,000円となっておりますが、補正額の財源は何であるのか、お伺いをいたします。

○議長（馬場 衛） 登壇して答弁をお願いします。病院事務長。

〔病院事務長 太田康志登壇〕

○病院事務長（太田康志） お答えいたします。

今回の補正の財源といたしましては、前年度までの繰越利益剰余金を充てることを考えていますが、病院本来の事業活動による医業収益を補正の財源とできるよう、今後、引き続き収益増加により一層の努力をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 菅沼 淳君。

○10番（菅沼 淳） 今回は利益剰余金を充てるということで分かりましたけど、自力の経営において補正をされるということは分かりましたけど、いずれにしても資金は減少して経費が増額となるわけですので、今後についても経営努力で収支のバランスを図っていくという理解でよろしいでしょうか。

○病院事務長（太田康志） 議員おっしゃるとおり、今後も引き続き収益の増加に努めてまいりたいと思っております。

今、経営強化プランも策定しておりますし、盛り込んだ内容について、一つ一つ着実に実行できるように努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 菅沼 淳君。

○10番（菅沼 淳） 分かりました、よろしく願
いします。終わります。

○議長（馬場 衛） 以上で、10番 菅沼 淳君の
質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに質疑のある方
はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第3
項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに
御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員
会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第113号について採決いたします。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手
を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したが
って、議案第113号は原案のとおり可決されました。

○議長（馬場 衛） 日程第20 議案第115号 令
和5年度新居地域センター改修工事（建築）の工事
請負の契約の一部変更についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（馬場 衛） 市長に提案理由の説明を求め
ます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第115号につきまして御
説明を申し上げます。

本案は、令和5年6月21日に議決をいただき、現
在工事を進めている令和5年度新居地域センター改
修工事につきまして、工事内容の変更に伴い、
3,423万2,000円を増額をし、契約金額を3億3,453
万2,000円に変更をしようとするものでございます。

なお、契約期間につきましても、現在の令和6年

5月31日から2か月間延長をし、令和6年7月31日
までとさせていただきます。

よろしく御審議を賜りますよう、お願い申し上げ
ます。

○議長（馬場 衛） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第3
項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに
御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員
会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第115号について採決いたします。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手
を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したが
って、議案第115号は原案のとおり可決されました。

○議長（馬場 衛） 日程第21 請願第1号 パン
デミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報
開示を国の求める請願を議題といたします。

本件は、11月29日の本会議で、福祉教育委員会に
付託いたしましたが、事前に配信してあります請願
審査報告書のとおり報告されております。

ここで、福祉教育委員長の報告を求めます。福祉
教育委員長 佐原佳美さん。

〔福祉教育委員長 佐原佳美登壇〕

○福祉教育委員長（佐原佳美） 13番 福祉教育委
員長 佐原佳美でございます。

福祉教育委員会

請願第1号、請願審査報告をいたします。

本12月定例会において、当福祉教育委員会に付託
されました請願第1号 パンデミック条約締結及び
国際保健規則改正に係る情報開示を国に求める請願

について、12月5日午前10時より委員会を招集し、紹介議員に出席を求め、慎重に審査をいたしました。

請願第1号について、各委員から述べられた意見の主なものについて報告させていただきます。

採択すべきものとする意見

「現状は、情報開示が不十分な現状であるため、早く分かりやすく国民に知らせるべきである。」

不採択とすべきものとする意見

「政府やマスコミからの情報が少ない中で、地方自治体の議会としては、請願の採択までには至らないと判断する。」

そのほかにも意見がございましたが、討論の後、採決の結果、当福祉教育委員会は第1項、第2項とも賛成少数にて不採択とすべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（馬場 衛） 福祉教育委員長の報告は終わりました。

質疑を行います。ただいまの請願審査報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

討論を行います。討論発言通告書が提出されておりますので、2番 山本晃子さんの発言を許します。

〔2番 山本晃子登壇〕

○2番（山本晃子） 2番 参政党 山本晃子です。

請願第1号 パンデミック条約締結及び国際保健規則の改正に係る情報開示を求める請願につきまして、賛成討論を行います。

パンデミック条約の締結と国際保健規則の改正は、来年2024年5月に採択され、国民の権利や生活に大きく関わる条約であるにもかかわらず、いまだに日本語訳さえ発表されていない状況です。

この状況に疑問を持っている国会議員により、WCH超党派議員連盟が11月15日に設立されました。このWCHとは、2021年9月にイギリスでアメリカ、カナダ、イギリス、南アフリカ、ドイツから集まった医師、科学者、法律家、人権擁護運動家たちによって設立され、世界45か国以上が賛同し、健康をめぐるよい方法を目指した各分野におけるトップレベルの専門家と草の根活動につながる世界的な連合体

です。

そして、WCH超党派議員連盟は、パンデミック条約世界保健規則改定案が着々と進められており、国内法よりも優先される可能性があるのではないかという危惧の声が世界中から上がっていることから、よりよい人類の未来と命を守るために議員有志一同で設立されたものです。

この議連は、自民党の平沢勝栄衆議院議員、立憲民主党の原口一博衆議院議員、同じく立憲民主党の松木けんこう衆議院議員、参政党の参議院議員、神谷宗幣が中心メンバーとなっております。

昨日、WCH超党派議員連盟も勉強会が衆議院会館で行われました。その中で、厚生労働省の職員より、「今回のコロナに関しては、パンデミックということとWHO事務局が宣言していたが、WHOの中でもパンデミックの定義が決定されていない」という驚くべき説明がありました。

パンデミックの定義がない状態で、一体内をもってワクチンを打ちたくない方まで努力義務という名の下、同調圧力や多くの方が打たなければ仕事を追われ、経済活動まで止められ、子供たちは楽しい行事や部活動、大会を中止されたのでしょうか。

また、WHOは国連の一機関でありながら、国連の予算だけで運営しているわけではありません。スポンサーの75%以上は民間団体です。そのトップはビル&メリнда財団、そして幾つもの製薬会社が支援しているG a v iアライアンス、この2つの組織だけでアメリカ一国よりもはるかに多い資金が提供されています。これは利益相反関係にあると言えると思います。

通常、医学論文を書く場合には、利益相反があった場合にはその論文は認められず、そして研究も認められません。にもかかわらず、WHOがこのような状態です。

各国の動きとしまして、イギリスでは15万6,000人の署名が集まったことがきっかけとなり、議会で議論が始まりました。アメリカでは、大統領選候補者の一人であるロバート・ケネディ・ジュニアやロン・ジョンソン議員、トランプ元大統領など多くの

方々によって議論が交わされています。

スウェーデンでは、WHOからの脱退を求めるデモが開催され、スロバキア・エストニア・フィリピンが拒否をするなどの情報があります。

以上のような世界状況も全く日本では報道されておりません。外務省や厚労省が記者会見をし、NHKが報道するなど、国会議員や各自治体に状況説明と今後のスケジュールを示した文書を通知する、これはごく当たり前のことだと考えております。

先日、福祉教育委員会では不採択となったわけですが、委員会の中で草案の段階であって時期尚早という御意見がありました。このような状況で、私たちの生活に大きく関わる条約、規則が国民に知らされずに、来年5月の採択に向けて進められています。これをもってしても時期尚早と言えるでしょうか。

このパンデミック条約、IHR改正は新聞、テレビをはじめとするマスメディアでは、一切、報道されていないにもかかわらず、SNS、YouTubeなどネットでは非常に関心が高い状況です。市民からも国民からも大変注目度が高いということを御理解いただきたいと思います。

果たして、それを無視していいのでしょうか。そして、お間違えないようお願いしたいのは、今回の請願はパンデミック条約と国際保健規則の内容の草案に焦点を当てているわけではございません。あくまで国民に周知してほしい、そして国民の意見を聴取してほしいという請願でございます。

皆様には、改めてお考えいただきまして、この請願に対しまして御賛同のほど、何とぞよろしく願いいたします。

どうもありがとうございました。

○議長（馬場 衛） ただいまの討論は賛成討論でした。ほかに討論のある方はございませんか。

10番 菅沼 淳君。

〔10番 菅沼 淳登壇〕

○10番（菅沼 淳） 10番 菅沼 淳でございます。

私は、本請願の採択には反対ということで討論をさせていただきます。

政府は、令和6年5月のWHO総会において、パンデミック条約の締結及び国際保健規則改正の草案

提出に向け、草案とはそもそも修正を前提としたものであると思いますが、その草案のたたき台とするいわゆるゼロ草案で示された内容について協議・交渉の段階であります。

令和5年11月に原口一博衆議院議員より、政府にゼロ草案について質問主意書が提出されました。

政府は具体的内容及ぶ質問については、「予断をもってお答えすることは差し控えたい。」との回答をされております。つまり、今後の展開がどのようになるのか分からない、判断できる状況ではないということだと思われまます。

パンデミックを早期に終結させるには、国際的な協力が不可欠だと思いますが、請願の要旨にあります国家主権、基本的人権の侵害、国民生活の影響についてとは何をもって判断すればよいのか、また常識として我が国政府が主権・人権・尊厳に反する内容の条約・規則を許容することはあり得ないと認識をするものであります。

いずれにしても、現状において具体的内容については不明確で、周知する状況にはないと考えます。

したがって、今後、逐次情報が開示されると思いますが、現時点において国際機関の問題に一地方自治体の議会が請願を採択し、住民の意思として国に意見書を率先して提出することが適切であるのかどうか、本来、国家国民に関わる施策については国民の代表である国会議員のお仕事であると思っております。

現状においては、本市住民の意思を確認し、判断する状況にないものと考えることから、現時点での請願の採択には反対とさせていただきます。

以上です。

○議長（馬場 衛） ただいまの討論は反対の討論でございました。ほかに討論のある方はございませんか。

8番 三上 元君。

〔8番 三上 元登壇〕

○8番（三上 元） 三上 元でございます。

今回の請願は、まだ日本語訳もなされていない。そして、あちこちの国で反対のデモや署名が行われているということから、大変危機感を持って提案さ

れた請願であります。

菅沼 淳議員の言うように、この内容がいいか悪いかの議論にすら入ってないわけです。だから、早く内容を知らせてくれという請願ですから、私も早く知りたいと、日本語訳もできていないのを早くしてくれという請願ですから、民主主義の土台でございませう。早く知らせてくれと、今日もマスコミの方がいらっしゃってますが、2つの新聞社は全く報じてないんです。インターネットだけで出ている、おかしくありませんか。その請願ですから、やはり必要だと思ひ賛成いたします。

以上です。

○議長（馬場 衛） ただいまの討論は賛成討論でした。ほかに討論のある方はございませうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、請願第1号について採決を行います。採決は項目ごとに区分して行います。

まず第1項、現在、WHO総会で行われているパンデミック条約の草案及び国際保健規則の改正案に関する協議内容や国民生活への影響等を分かりやすく国民に周知することを、採択することに賛成する諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 賛成少数です。したがって、第1項は不採択することに決しました。

次に第2項、議員、有識者、その他一般国民から意見を聴取する手続を早急に開始することを、採択することに賛成する諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手少数であります。したがって、第2項は不採択とすることに決しました。

○議長（馬場 衛） 以上で本日の日程は終了いたしました。

それでは、これにて会議を閉じ令和5年12月湖西市議会定例会を閉会といたします。お疲れさまでございました。

午後3時34分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 馬 場 衛

署名議員 滝 本 幸 夫

署名議員 三 上 元